

# 甘楽町都市計画マスタープラン



令和5年3月改定  
甘楽町



## 目 次

序 章 都市計画マスタープランの概要	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 都市計画マスタープランの役割	1
3. 改定の目的	1
4. 計画の目標年次	2
5. 計画の対象区域	2
6. 計画の構成	2
第1章 甘楽町の現況と課題	3
1. 甘楽町の概況	3
2. 町民の意向	13
3. 都市整備上の主要課題	14
第2章 都市の将来像	16
1. まちづくりの基本理念	16
2. まちづくりの目標	17
3. 将来都市構造	18
第3章 全体構想	22
1. 土地利用に関する方針	22
2. 都市施設の整備に関する方針	25
3. 自然的環境の整備又は保全に関する方針	28
4. 都市防災の方針	30
第4章 地区別構想	31
1. 小幡地区	32
2. 福島地区	34
3. 新屋地区	36
4. 秋畑地区	38
第5章 計画の実現に向けて	40
1. 「共創のまちづくり」の推進	40
2. 適切な進行管理	41
その他	42

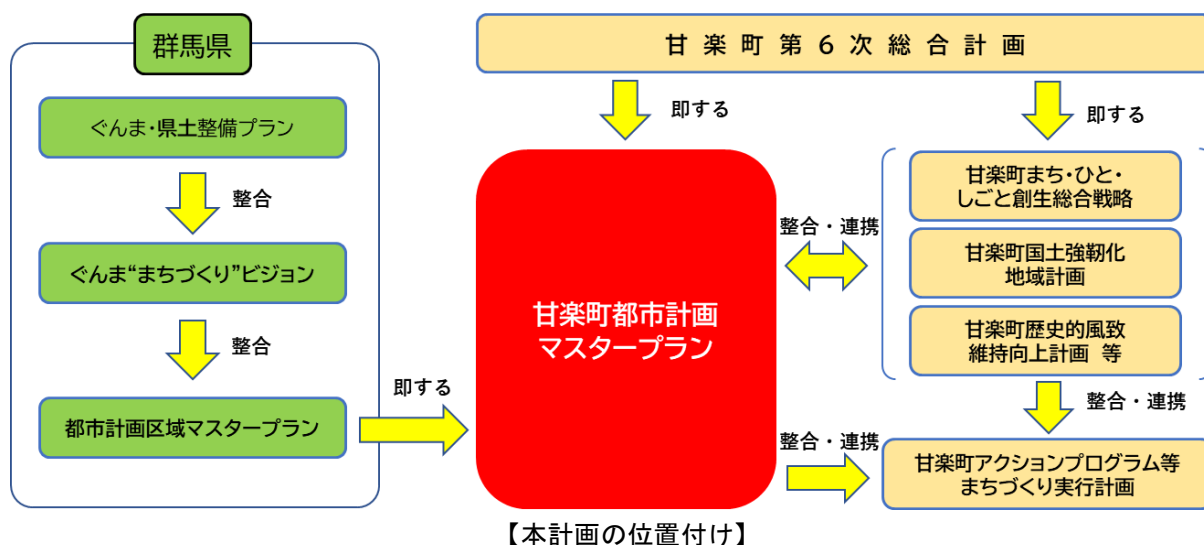


## 序 章 都市計画マスタープランの概要

### 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね 20 年後の都市及び地域の将来像を示すものです。

策定にあたっては、甘楽町のまちづくり全般の基本となる「第 6 次総合計画」や群馬県が広域的な方針を定める「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等の上位計画を踏まえ、都市の将来像や土地利用の方針を定めます。



### 2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

- ① 将来の実現すべき具体的な都市像を示し、住民・事業者・行政が共有する都市づくりの基本理念と基本方針を設定します。
- ② 町が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
- ③ 土地利用、道路・上下水道・公園等の都市施設の整備、市街地の整備など、具体的な事業の個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります。
- ④ 住民・事業者・行政が、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

### 3. 改定の目的

本町では、平成 21 年 3 月に甘楽町都市計画マスタープランを策定し、計画の実現に向けた都市基盤整備等を進めてきました。策定から 10 年以上が経過し、幹線道路や工業団地、住宅団地の整備が進む等、本町を取り巻く社会経済情勢も徐々に変化し、上位計画や関連計画の改定も進んでいることから、それらの動向を踏まえたまちづくりの方向性を示すことを目的とし、改定を行いました。

## 4. 計画の目標年次

都市計画マスタープランの基準年次を令和2（2020）年とし、都市づくりにあたっては、中・長期的な視点に立って進める必要があることから、本計画では20年後のまちの姿を展望するものとして、計画の中間年次を「令和12（2030）年」、目標年次を「令和22（2040）年」とします。

## 5. 計画の対象区域

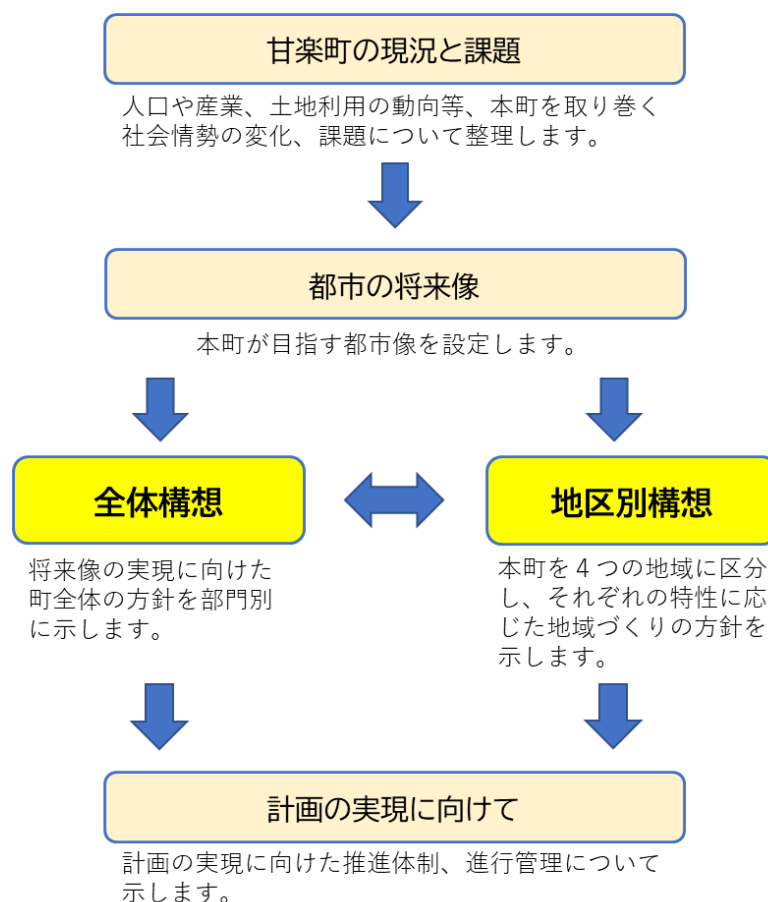
都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものであり、前計画においても都市計画区域内が対象となっていました。しかしながら、本町においては、農業集落や山林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりが必要である観点から、本計画では、行政区域全体を対象として計画を定めることとします。

## 6. 計画の構成

本計画は、都市計画運用指針に示されている策定方針に基づき、「全体構想」と「地域別構想」を軸とした構成としています。

「全体構想」では、町全体の都市づくりのテーマや目標に沿った土地利用、都市施設、都市環境、都市防災等のまちづくりに関わる方針を示します。

「地域別構想」では全体構想との整合を図りながら、本町を4つの地域に区分し、地域それぞれのテーマ、方針を明らかにします。



【甘楽町都市計画マスタープランの構成】

# 第1章 甘楽町の現況と課題

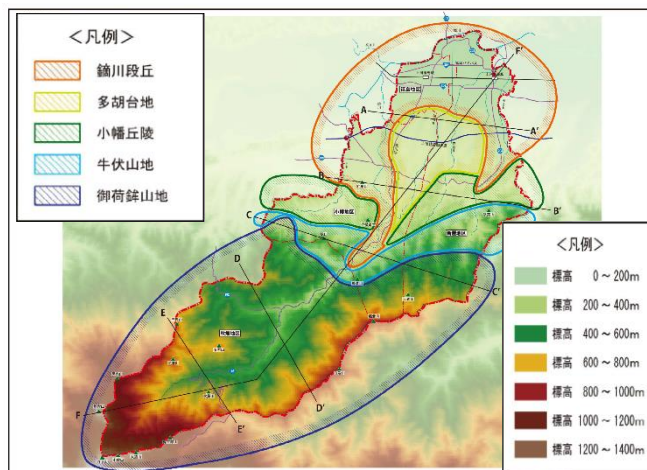
## 1. 甘楽町の概況

### (1) 位置と地勢

本町は、群馬県の南西部に位置し、東は高崎市、西と北は富岡市、南は藤岡市と下仁田町に接しており、都心から100kmの距離にあります。地形は、南部が高く標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地、そして北部の平坦地と変化に富んでいます。河川は、町の北部の富岡市との境界を鏑川が流れ、町内には南から北に雄川・白倉川・天引川を主体に複数の中小河川が鏑川に注いでいます。気候は、内陸性気候ですが比較的温暖で雪は少なく、地震や台風などの災害も少ない安全で住みやすい町です。町からは、上毛三山をはじめ上信越国境や浅間山が一望でき、自然環境にも恵まれ、世界かんがい施設遺産「雄川堰」、国指定の名勝「楽山園」をはじめとする文化遺産が多く残る歴史の息づく町です。



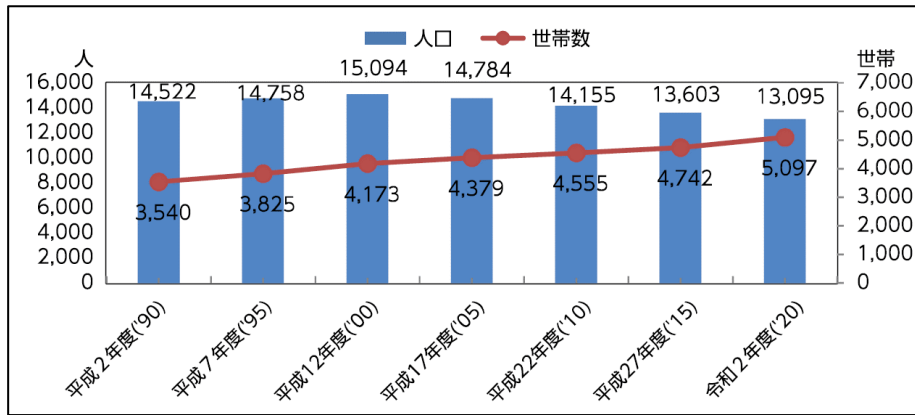
【甘楽町位置図】



【甘楽町標高図】

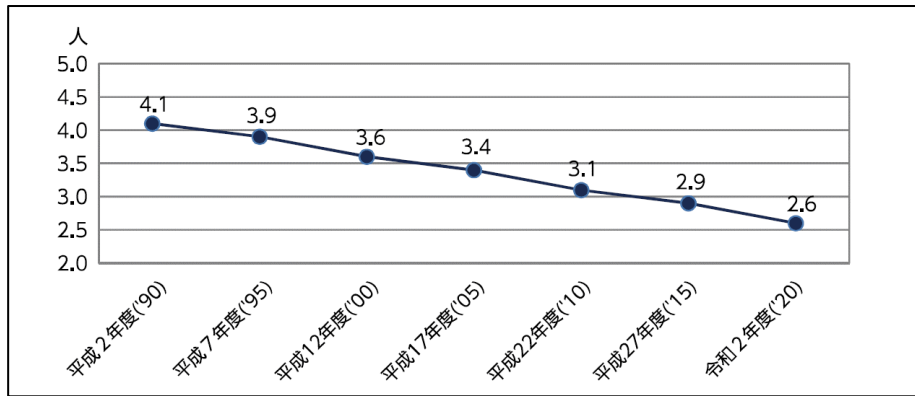
### (2) 人口と世帯数

昭和34(1959)年の甘楽町発足当時は、人口15,426人、2,696世帯でした。町の人口は、昭和45(1970)年頃まで減少し、その後平成11(1999)年までは微増傾向にありましたが、以降は少子化などの影響により減少に転じています。一方で、世帯数は核家族化の進行に加え、住宅団地の造成やアパートの増加等の要因により増加が続いていますが、一世帯当たりの人口は減少しています。人口と世帯数、一世帯当たりの人口、年齢区分別人口構成、地区別人口のそれぞれの推移は、次のとおりです。



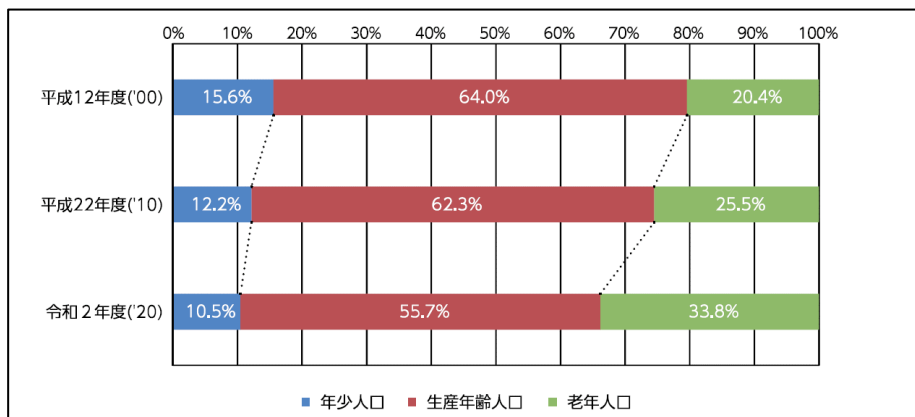
※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

### 【人口と世帯数の推移（甘楽町住民基本台帳より）】



※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

### 【一世帯あたりの人口の推移（甘楽町住民基本台帳より）】

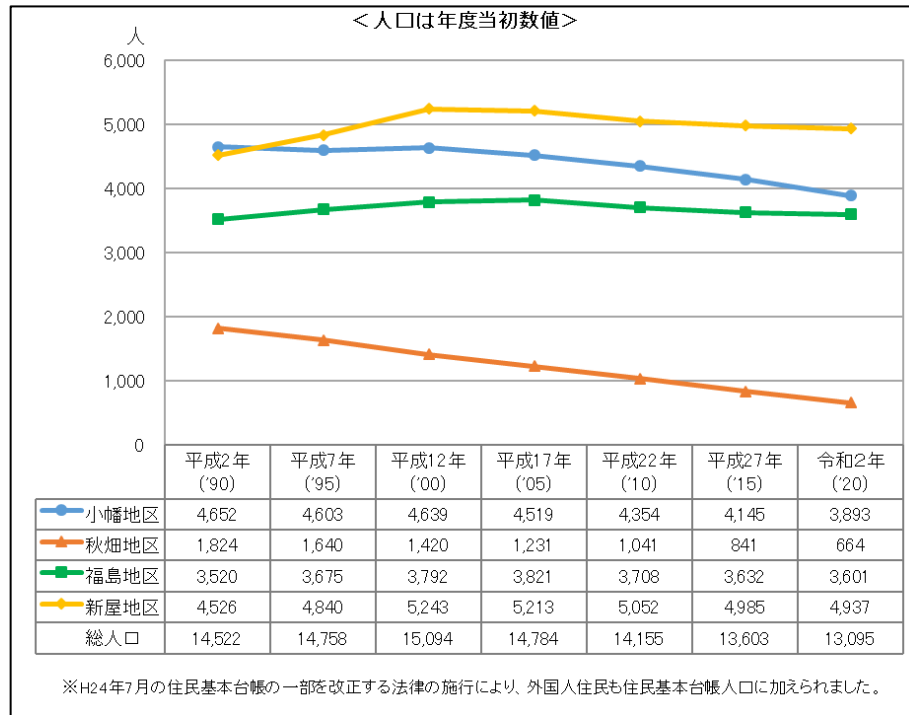


※H24年7月の住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により、外国人住民も住民基本台帳人口に加えられました。

### 【年齢区分別人口（甘楽町住民基本台帳より）】

町の年齢区分別人口構成を平成12（2000）年度から令和2（2020）年度まで10年ごとに比較すると、老年人口世代が大幅に増加し、年少人口世代及び生産年齢人口世代は減少が続いており、少子高齢化が進行していることがわかります。





### 【地区別人口の推移（甘楽町住民基本台帳より）】

町の人口推移を4地区別に見ると、地区ごとの特徴が見えてきます。

#### ○小幡地区

1990年代以降、ゆるやかな減少傾向にありましたが、平成12（2000）年以降は減少幅が大きくなっています。平成2（1990）年と令和2（2020）年の比は、△759人、△16.3%です。

#### ○秋畑地区

減少が著しく、5年ごとに200人程度減少しています。平成2（1990）年と令和2（2020）年の比は、△1,160人、△63.6%です。

#### ○福島地区

平成17（2005）年は、平成2（1990）年比で301人、8.6%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

#### ○新屋地区

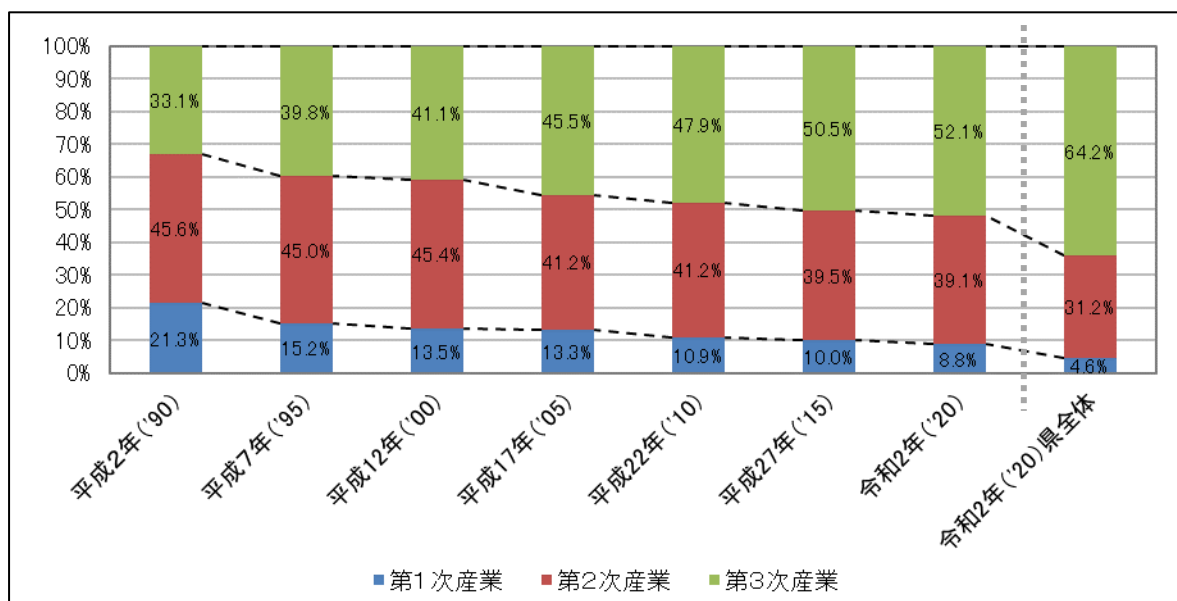
平成7（1995）年から4地区で一番人口の多い地区となっています。平成12（2000）年には、平成2（1990）年比で717人、15.8%増加しましたが、以降は減少傾向に転じています。

### (3) 産業の推移

第1次産業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などの影響により、年々減少を続けています。第2次産業は、建設業などを中心に平成12(2000)年までは横ばいで推移してきましたが、その後は工業団地整備による製造業などの進出がある一方、景気低迷や小規模事業者の後継者不足などの影響により減少しています。第3次産業は、時代の変遷に伴う技術革新や価値観の多様化などによるニーズの拡大により年々増加しており、今後も増加することが予想されます。

また、産業別就業者数については、令和2年の県平均では、第1次産業は4.6%、第2次産業は31.2%、第3次産業では64.2%です。県平均推移と甘楽町の推移を比較すると、町は第1次・2次産業の占める割合が高く、第3次産業の占める割合は低い状況となっています。

産業別就業者数の推移は、次のとおりです。



【甘楽町の産業別就業者数の推移（国勢調査より）】

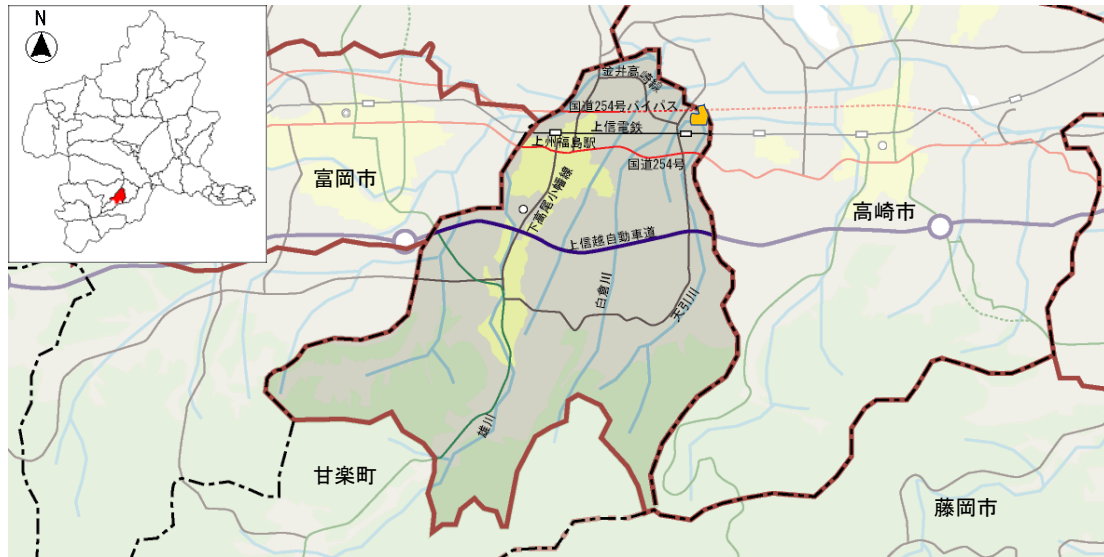
### (4) 土地利用

本町は、秋畑地区と国有林を除いたエリアが都市計画区域となっていますが、市街化区域と市街化調整区域の区分がされていない状況（非線引き区域）です。

用途地域は、平成22年に現在の形に指定されており、小幡地区と福島地区の県道下高尾・小幡線沿い、国道254号沿いの地域に、商業系・住宅系・工業系を合わせた指定がされています。

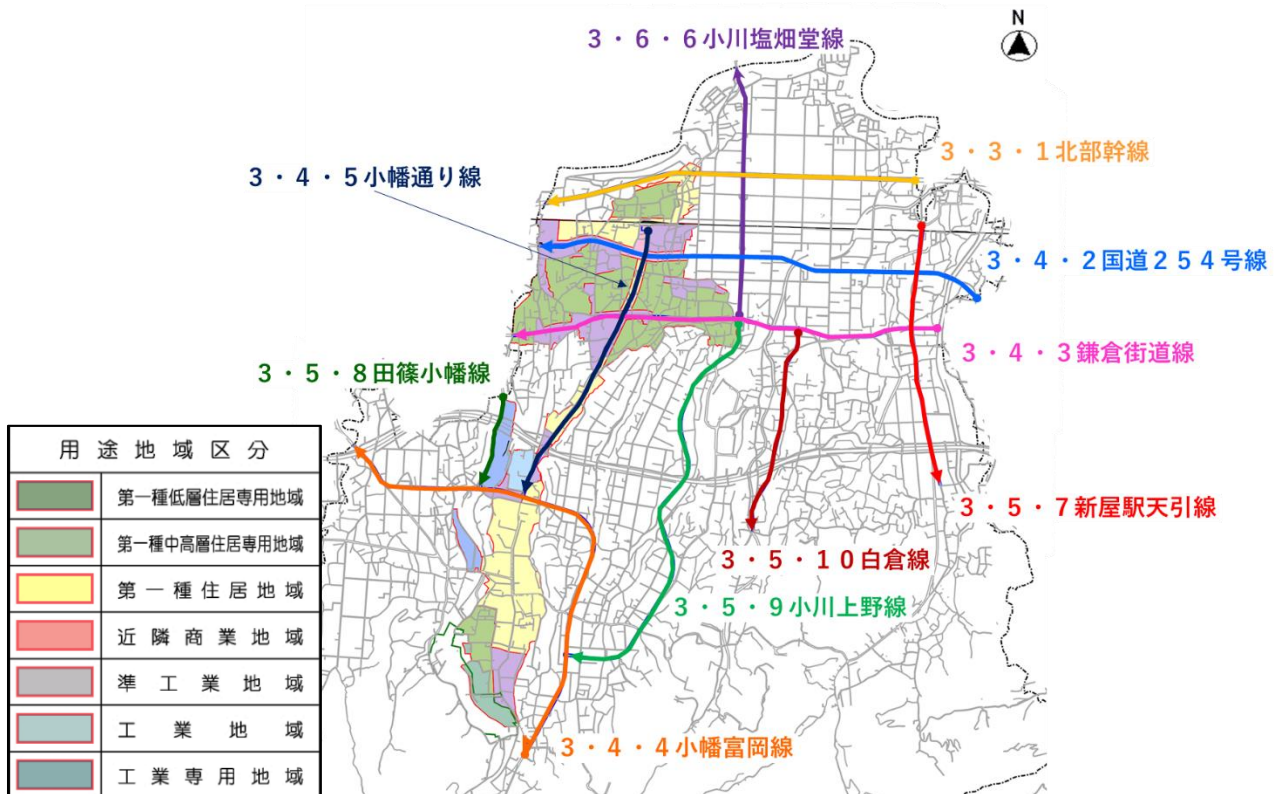
本区域は、非線引き都市計画区域である富岡都市計画区域・吉井都市計画区域と隣接しますが、共に市街地は連続していません。

また、甘楽第一産業団地地区には地区計画が定められており、条例により用途地域の制限とは別に建築物等の制限がされています。



- 行政区域界
- 都市計画区域界
- 鉄道
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 一級河川
- 用途地域
- 農業地域
- 森林地域
- 甘楽第一産業団地地区(地区計画)

【甘楽都市計画区域】



【甘楽町用途地域と都市計画道路】

## (5) 都市施設

### ① 道路

道路は、町の中央部を上信越自動車道が横断し、町北部には東西に国道 254 号及び国道 254 号バイパスが横断し、南北に長い地形を結ぶ主要道路として県道が 3 本通り、町民の生活基盤となっています。また、上信越自動車道に位置する既設の甘楽パーキングエリアでは、令和 5 (2023) 年 3 月に開通を予定している甘楽スマートインターチェンジの整備が進められており、県内外へのアクセスの向上が期待されています。町内からの通勤通学は、富岡市や高崎市が多く、自動車で町の中心部から富岡市中心部へ 10 分、高崎市中心部へ 25 分の距離にあります。東京までの所要時間は、高速道路を利用して練馬インターチェンジまで約 1 時間です。

甘楽町内における都市計画道路は 10 路線、総延長 24,260m が都市計画決定されており、うち 2 路線が整備済み、一部整備済みまたは整備中が 6 路線、未着手が 2 路線となっています。

### ② 公共交通

公共交通については、現在デマンドタクシーと鉄道のみとなっています。かつてはバス路線もありましたが、利用者の減少により平成 7 年度に全路線廃止となり、その代替策として乗合タクシーの運行が行われましたが、利用できる地域が限られていることで利用者増に繋がらず、こちらも平成 26 年度末に廃止となりました。デマンドタクシーは予約制で、1 日 10 本運行しています。鉄道は、私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の 2 駅が設置されています。東京までの所要時間は、高崎駅を経由し、新幹線の利用により東京駅までおよそ 1 時間 30 分です。



【甘楽町周辺の交通環境】

### ③ 公園

本町の都市公園は甘楽総合公園の1箇所のみです。公園面積は18.25haで令和2年3月末時点での町民ひとりあたりの公園面積は13.9㎡となっており、全国平均の10.7㎡/人を超えています。その他町の条例で定める公園や広場が16箇所あります。



【甘楽町の公園や広場の位置図】

④ 上下水道

上水道について、本町は表流水を水源とし、5つの浄水施設と12の配水池を有しています。管路の総延長は142.82kmとなっています。



白倉高区配水池（上野）



国峰水源（大平沢）

国峰水源（大平沢）

高区配水池

中区配水池

高区配水池

下仁田町



秋畑水源（沼川）



来波浄水場（沈殿池）

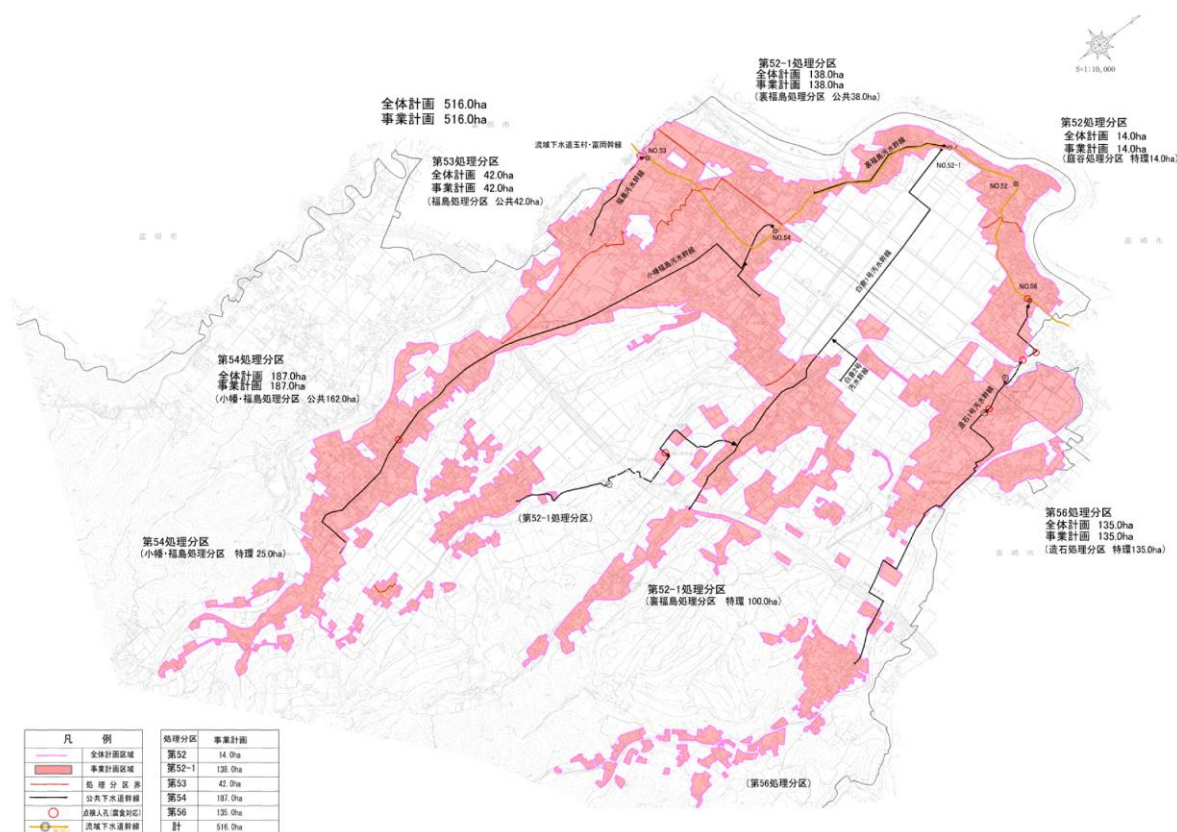


轟浄水場（沈殿池）



【甘楽町の水道施設位置図（甘楽町水道事業基本計画より）】

下水道について、本町の汚水処理方法は、大きく分けて公共下水道事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道）と農業集落排水事業があり、下水道の計画区域外や個別処理が効率的な地域については、合併浄化槽による汚水処理を推進しています。公共下水道事業は、処理区内の道路に埋設された管渠により、各家庭と汚水処理場をつなぎ、家庭からの汚水を集合して処理する「集合処理方式」で、利根川上流流域下水道（県央処理区）関連として、昭和 62 年度から事業に着手し、平成 5 年度から供用を開始しています。農業集落排水事業は、公共下水道と同様の「集合処理方式」で、城南・上野地区、天引地区、善慶寺・国峰地区の 3 地区にそれぞれ処理場を設置し、汚水を処理しています。平成 2 年度から事業に着手し、城南・上野地区が平成 6 年 2 月、天引地区が平成 10 年 12 月、善慶寺・国峰地区が平成 16 年 4 月から供用を開始しています。



【甘楽町流域関連公共下水道事業計画一般図（污水）】

(6) 都市を取り巻く環境

① 景観

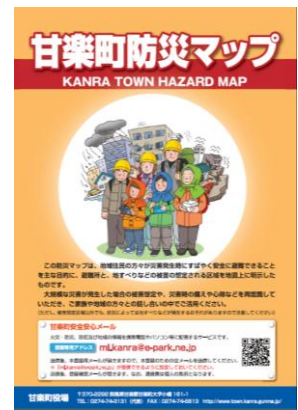
本町は、上毛三山をはじめとする山並みへの眺望、鐺川や雄川の清らかな流れ、町を取り囲む崖線や山林の緑など、四季折々の豊かな自然景観に恵まれています。また、日本名水百選等に選定された雄川堰が流れる養蚕農家群の町並みや国の名勝に指定されている楽山園、日本の里百選に選定されている秋畑地区の石積み集落など、先人から引き継がれてきた歴史的な景観資源が数多く存在します。

こうした歴史的景観を守るため、平成 22 年度に景観行政団体へ移行し、甘楽町景観計画のもと良好な景観の維持に努めています。

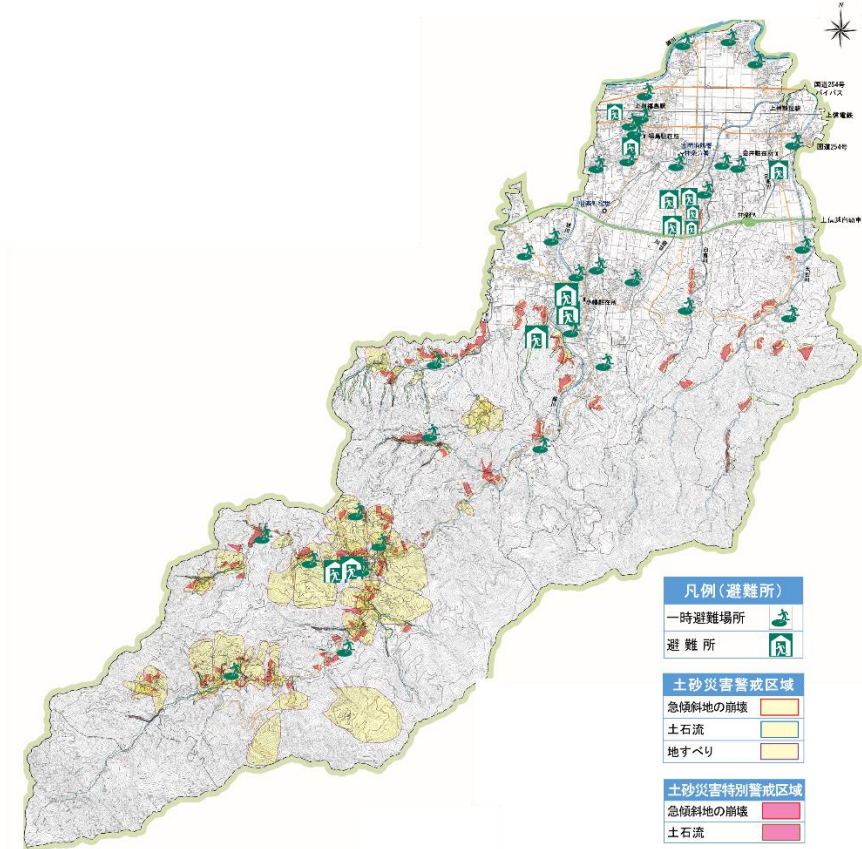
② 防災

本町の山間部は、河川が急流で川幅が狭いことから、出水による被害を受けることが多く、南部を中心に土砂災害警戒区域が 194 箇所指定されています。この土砂災害警戒区域のうち、169 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。また、避難所は一時避難所を含め、町内に 47 箇所指定されています。

こうした土砂災害警戒区域や避難所等を記載した「甘楽町防災マップ」を活用し、住民へ避難所の位置や情報連絡経路等を周知しているほか、各所に防災倉庫等を設置するなど災害に強いまちづくりに努めています。



【甘楽町防災マップ】



【避難所と土砂災害警戒区域】



### ③ 環境保全

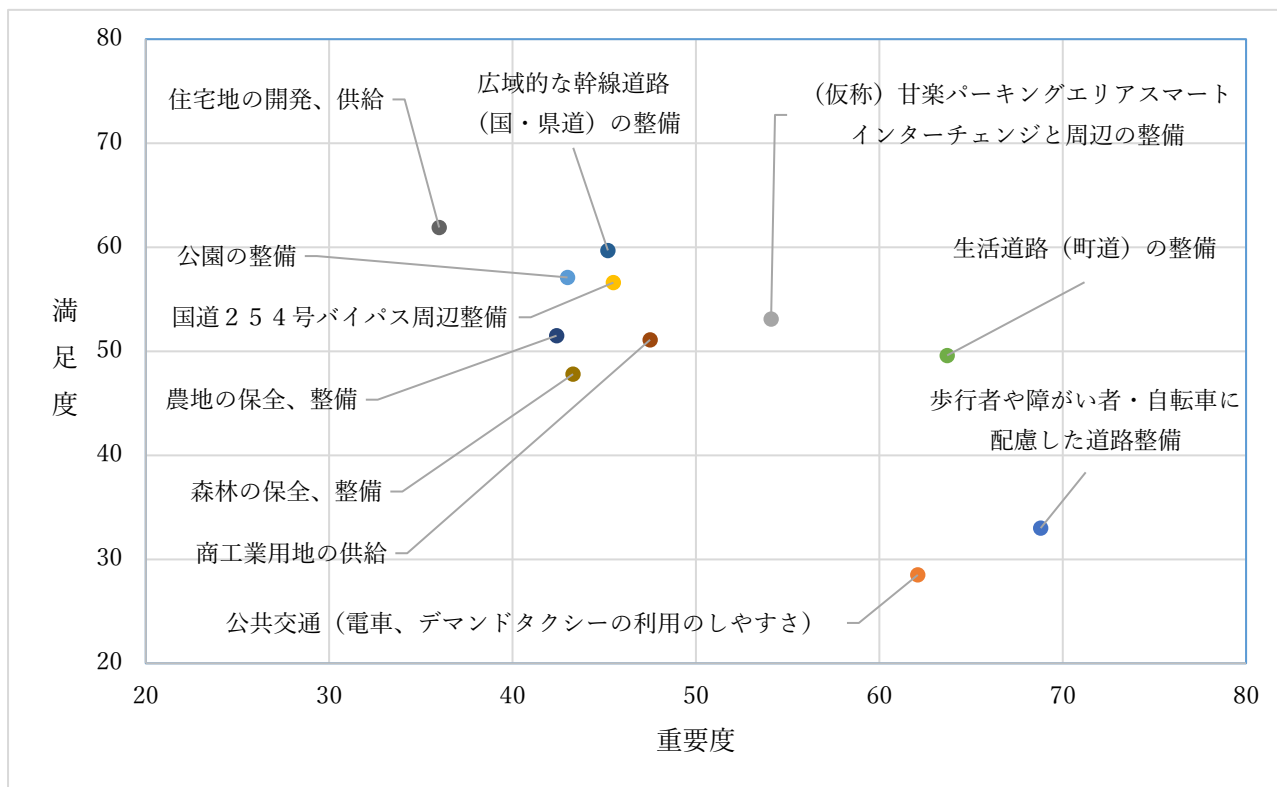
本町は、南部の山間地から中央の丘陵部を経て、北部の平坦地と変化に富んだ地形をしています。南の山間部では稲倉山をはじめとした自然豊かな森が広がっており、段々畑を活用したそばの栽培が盛んです。中央の丘陵部から平野部にかけては、一級河川の雄川や鏑川などの豊かな水辺空間と田園風景が広がっており、きゅうりやなす、こんにゃく芋などの畑作や稲作が盛んに行われています。

また、全国的に環境負荷の低減を目指し、循環型社会に向けた取り組みが進められているなか、本町においても甘楽町分別収集計画や一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量はもとより資源化・リサイクル化を推進し、循環型社会の構築と住民にとって住みよい生活環境づくりに努めています。

## 2. 町民の意向

都市計画マスタープランの改定にあたり、令和3年2月に実施した「甘楽町第6次総合計画策定のための町民アンケート」（19歳以上の町民1,115名：回収数605通）より、町民のまちづくりに対する意向を把握しました。

基盤整備についての満足度と重要度を確認したところ、「住宅地の開発、供給」や「広域的な幹線道路（国・県道）の整備」、「公園の整備」、「国道254号バイパス周辺整備」については、比較的満足度が高くなっていますが、「公共交通（電車、デマンドタクシーの利用のしやすさ）」や「歩行者や障がい者・自転車に配慮した道路整備」については、満足度が低く、重要な課題であると考えられる町民が多いことがうかがえます。



【「甘楽町第6次総合計画策定のための町民アンケート結果」より

基盤整備についての満足度・重要度の偏差値散布図】

### 3. 都市整備上の主要課題

#### (1) 土地利用に関する課題

##### ① 市街地の無秩序な拡大

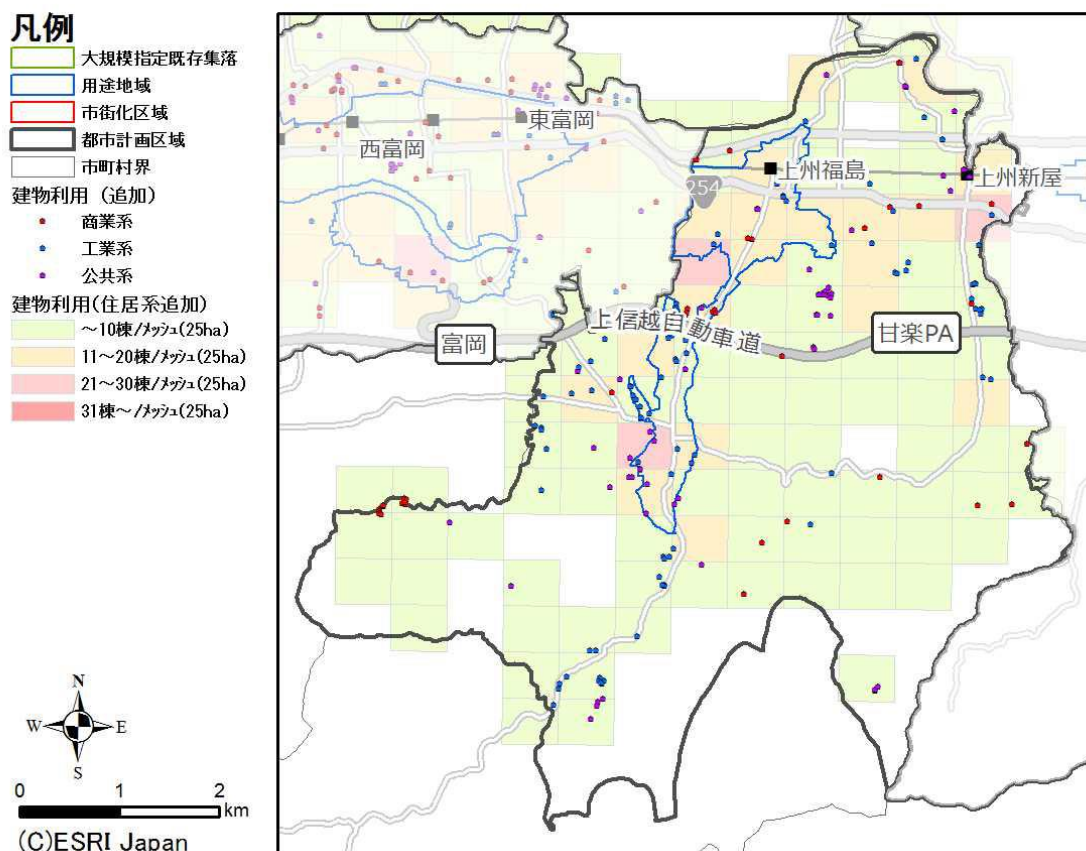
建物の新築の7割以上が用途地域外に立地するなど、市街地拡散の傾向がみられ、低密な市街地の連担に繋がらないよう、市街地拡散の抑制とコンパクトなまちのまとまりの形成・維持が必要です。特に、住宅地等が集積している福島地区や新屋地区にまちのまとまりの形成を進める必要があります。

##### ② 都市的土地利用

上信越自動車道甘楽スマートインターチェンジの整備により、周辺の開発圧力の高まりが見込まれることから、用途地域の見直しや地区計画の設定等を踏まえた、有効かつ適正な土地利用の検討が必要です。

##### ③ 自然的土地利用

市街化への圧力や後継者不足などにより、今後も農地の減少が懸念されるなかで、農地の保全や活用方法等について検討が必要です。



【建物の分布図（平成27年国勢調査期都市計画基礎調査より）】

## (2) 都市施設に関する課題

### ① 道路・公共交通

道路については、利便性を向上するため、優先順位を考慮しながら着実に整備を進めることが必要です。特に町民が安全に生活できるよう、狭い生活道路の拡幅整備や通学路等への歩道整備が求められます。

また、都市の土地利用の変化などを考慮し、都市計画道路のうち長期未着手となっている路線の見直しを検討する必要があります。

公共交通は、高齢者や子どもなどの交通弱者の移動手段として必要不可欠です。鉄道駅にパークアンドライド駐車場を整備するなど、公共交通を利用しやすい環境の整備が求められます。

### ② 公園

公園については、遊具を備えた公園が少ないことから、子育て世代に配慮し、魅力ある遊具を備えた公園の整備が必要です。また、既存公園の施設の充実や維持管理方法の検討が必要です。

### ③ 上下水道

上水道施設については、浄・配水施設の一部が耐震性に関する基準に適合していないため、施設の耐震化が必要です。また、管路については老朽化している箇所が見受けられるため、計画的な更新が必要です。

下水道施設についても、管路施設等の老朽化がみられるため、計画的な更新が必要です。

## (3) 都市を取り巻く環境に関する課題

### ① 景観

景観については、貴重な自然的景観や歴史的景観を維持・保全していくことが求められます。特に城下町の面影を残す家並みや国指定名勝楽山園などの歴史文化資源を維持・保全し、観光地として整備していくことが必要です。

### ② 防災

自然災害からの被害を最小限に抑え、最悪の事態を回避するため、道路や公園等の防災機能の整備・強化や土地利用の誘導等による減災に向けた取り組みが求められます。

### ③ 環境保全

自然環境の適切な保全に努めるとともに、地球環境の将来を見据え、町民一人ひとりが環境問題を意識できる持続可能な循環型社会のまちづくりが求められます。

## 第2章 都市の将来像

### 1. まちづくりの基本理念

都市の将来像は、本町の将来のあるべき姿として、町民みんなで進めるまちづくりの共通のイメージとなるものです。

甘楽町第6次総合計画では、「しあわせホームタウン甘楽」をキャッチフレーズに、誰もが幸せに安心して暮らせるよう、町民との共創によるまちづくりの実現を目指しています。

#### いきいきかんらプラン 第6次総合計画

##### 【まちの将来像】

しあわせホームタウン甘楽町

##### 【重要施策】

1. 安全安心なくらしの実現
2. 少子高齢社会と人口減少社会への対応
3. 地域の魅力を生かした共創のまちづくり

【甘楽町第6次総合計画の将来像及び重要施策】

本計画の策定時に設定したまちづくりの目標は、令和5年3月時点においてもまちづくりの課題を解決する方向性となっているため、まちづくりの目標を概ね継承しつつ、総合計画などを踏まえ以下のとおりまちづくりの基本理念を設定します。

**“安全安心で暮らしやすい活力あふれるまちづくり”**

## 2. まちづくりの目標

まちづくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指します。

### ① 自然を生かした心やすらぐまちづくり

雄川堰に代表される清らかな水、河川に沿って広がる農地など豊かな自然環境を保全しつつ、この恵まれた自然を都市の魅力として有効に活用したまちづくりを目指します。

河川や山林を保全するとともに、農林業との調和を図りながら、秩序ある市街地整備を図ります。

### ② 歴史、文化を生かした交流のまちづくり

城下町の面影を残す家並みや国指定名勝楽山園などの歴史的文化資源を多く有しており、これらを良好に保全・継承するとともに貴重な資源として、交流を促進するまちづくりを目指します。

歴史的な街並みや名勝などの維持・保存に努め、観光地としての魅力向上を図ります。

### ③ すべての人が等しく安全に暮らせるまちづくり

すべての人が等しく都市生活を享受できるように、ユニバーサルデザインの都市環境づくりを目指します。

公共施設や観光スポットなどにおいて歩行空間の確保やバリアフリー化を積極的に進め、河川を生かしたやすらぎの空間整備を図ります。

### ④ 協働により誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくり

住民や企業が主体的にまちづくりに参加できる仕組みをつくり、行政との協働によるまちづくりを目指します。

### ⑤ 賑わいのある元気なまちづくり

地域の歴史や文化、個性を生かし、効率優先のまちではなく、暮らす人、働く人に優しい賑わいと元気のあるまちづくりを目指します。

### 3. 将来都市構造

将来都市構造を構成する「ゾーン」「拠点」「軸」を以下のとおり設定し、その方針を示します。

#### ◇ ゾーン

##### (1) 農業振興ゾーン

農業振興地域整備計画に基づいた優良農地の確保のため、用水路、農道などの維持・修繕を行い、秩序ある土地利用に取り組みます。

##### (2) 商業ゾーン

国道 254 号バイパス・小川塩畑堂沿線の区域開発、広域的幹線道路を利用した新たな拠点地域を創出し、商業用地としての土地利用に取り組みます。

##### (3) 産業ゾーン

国県道、甘楽スマートインターチェンジを利用した持続的な経済基盤となる産業用地としての土地利用に取り組みます。

##### (4) 住宅ゾーン

低密度な市街地、無計画な住宅地の拡大を抑制し、道路・下水道などの生活関連整備区域や自然災害リスクの少ない区域への誘導に取り組みます。

##### (5) 教育・文化・福祉ゾーン

公共施設などが集積している拠点として活用を推進し、住民の利便性の向上を図りながら、誰もがつながり支えあふ文教福祉の強化を目指した土地利用に取り組みます。

##### (6) 歴史・観光ゾーン

歴史的風致及び歴史資産、文化遺産などの地域資源を保全・活用し、観光交流人口の増加を目指した土地利用に取り組みます。

##### (7) 公園・緑地ゾーン

良好な景観形成を避難場所としての機能を持ち、安心して利用できる交流の場の創出に取り組みます。

##### (8) 森林共生ゾーン

災害防止や水源涵養などの機能を十分に発揮できる森林整備を行い、自然環境の保全と活用、保健レクリエーション機能の整備に取り組みます。

##### (9) 田園居住ゾーン

農業振興を図るとともに集落のコミュニティの維持・活性化や生活環境の整備を行い、美しい農村景観の保全に取り組みます。

## ◇ 拠点

### (1) 中心拠点

上州福島駅、上州新屋駅の周辺や国道 254 号・国道 254 号バイパス沿線を、多様な都市機能の集積を図る拠点として設定します。

### (2) 観光拠点

国指定名勝楽山園や道の駅甘楽、甘楽総合公園などがある城下町小幡地区を、賑わいを創出する拠点として設定します。

### (3) 産業拠点

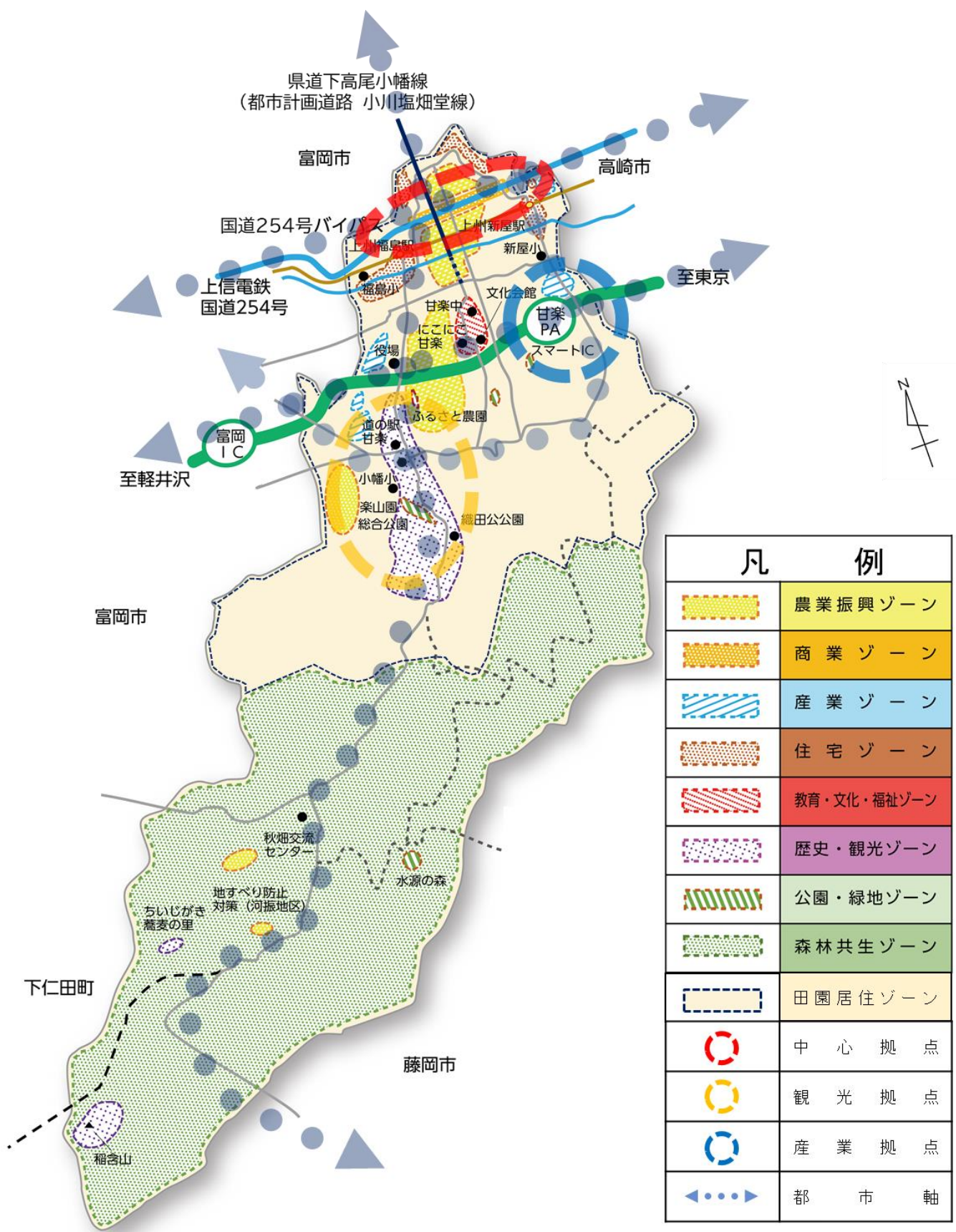
甘楽スマートインターチェンジ周辺エリアを工業・産業振興を図る拠点として設定します。

## ◇ 軸

### (1) 都市軸

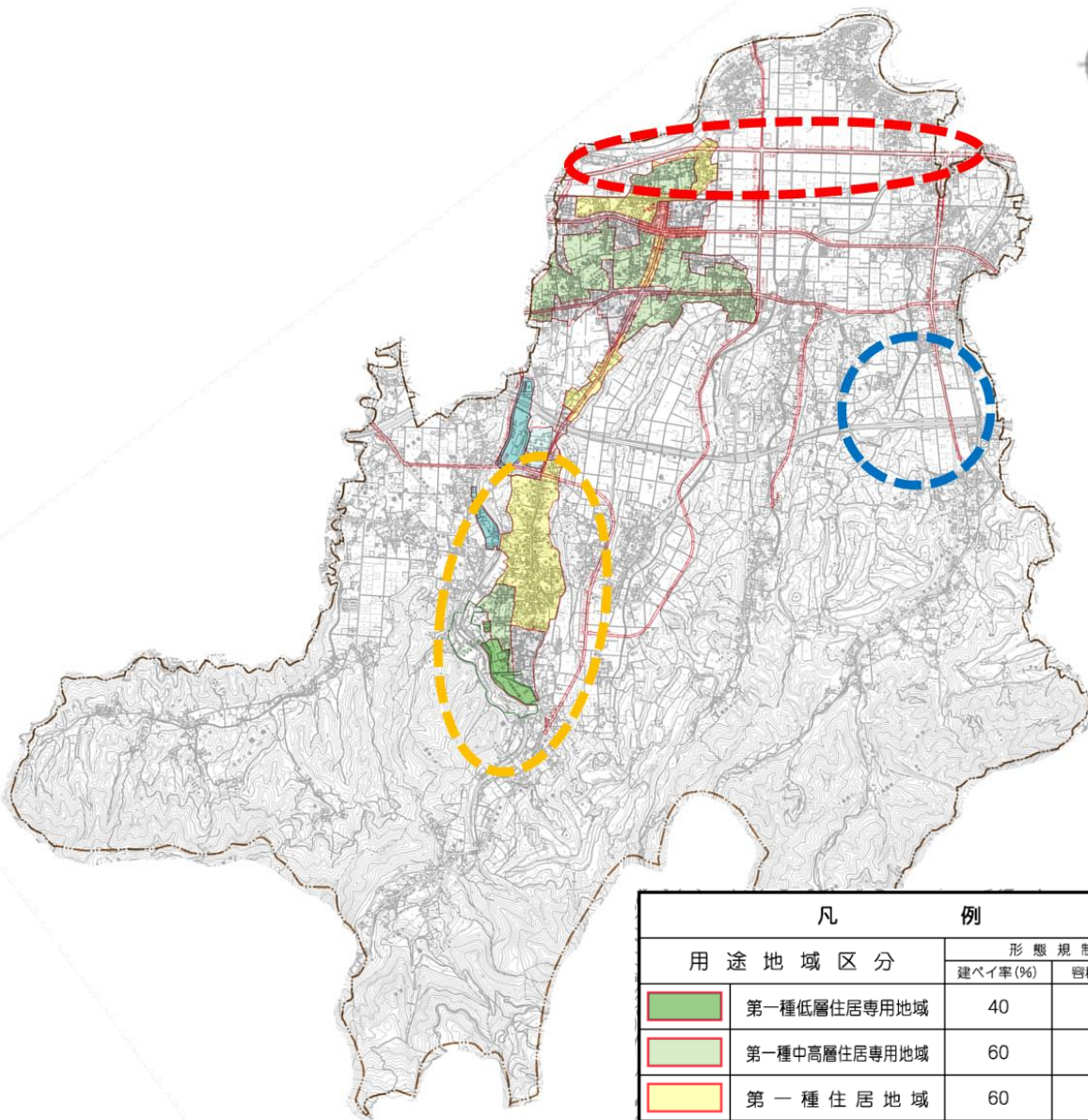
都市の骨格を形成する軸として、広域的な連携や地域間の連携において重要な道路や災害時の緊急輸送機能等を有する道路を位置づけます。

- ・ 上信越自動車道
- ・ 国道 254 号
- ・ 国道 254 号バイパス
- ・ 主要地方道富岡・神流線
- ・ 県道下高尾・小幡線
- ・ 県道金井・高崎線
- ・ 県道金井・小幡線



【土地利用構想図】





凡 例			
用途地域区分	形態規制		
	建ぺい率(%)	容積率(%)	
	第一種低層住居専用地域	40	80
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	50	200
	無指定地域	70	200
	都市計画区域		
	都市計画道路		
	都市計画公園		

	中心拠点
	観光拠点
	産業拠点

【現行用途地域図】

## 第3章 全体構想

### 1. 土地利用に関する方針

#### (1) まちのまとまりづくりに向けた土地利用の基本的な方針

##### ① 中心拠点

- ・国道 254 号バイパス沿道地区は、周辺の優良農地との調和を図りつつ、公共交通機関である上州福島駅・上州新屋駅と一体的な土地利用を検討し、交通利便性の高さを活用した「中心拠点」として多様な都市機能の集積を図ります。

##### ② 住宅地

- ・景観づくりや緑化を推進するなど、良好で地球環境にもやさしい居住環境の形成とともに災害や犯罪が起こりにくい住宅地の形成を図ります。
- ・基幹的な既存集落や鉄道駅周辺など、まちのまとまりを維持・形成すべき地域においては、インフラの整備状況を踏まえ、地区計画や特定用途制限地域の導入を推進します。
- ・今後建替え更新時期を迎える住宅が多くなると予測される地区については、空き地・空き家や既存施設を有効活用するとともに、ゆとりある居住環境の形成及びこれまで築かれてきたコミュニティの維持を図ります。

##### ③ 商業地

- ・既存のまちのまとまりを維持するため、国道 254 号バイパス、都市計画道路小川塩畑堂線の沿線を中心商業地として位置づけ、近隣型の商業地を配置するとともに、農地と調和した面的な基盤整備が図れるよう、用途地域の変更や指定を行います。
- ・商業施設の配置は、空き地や空き家等の利活用や優遇措置の導入により、中心拠点への誘致を積極的に図ります。

##### ④ 産業地

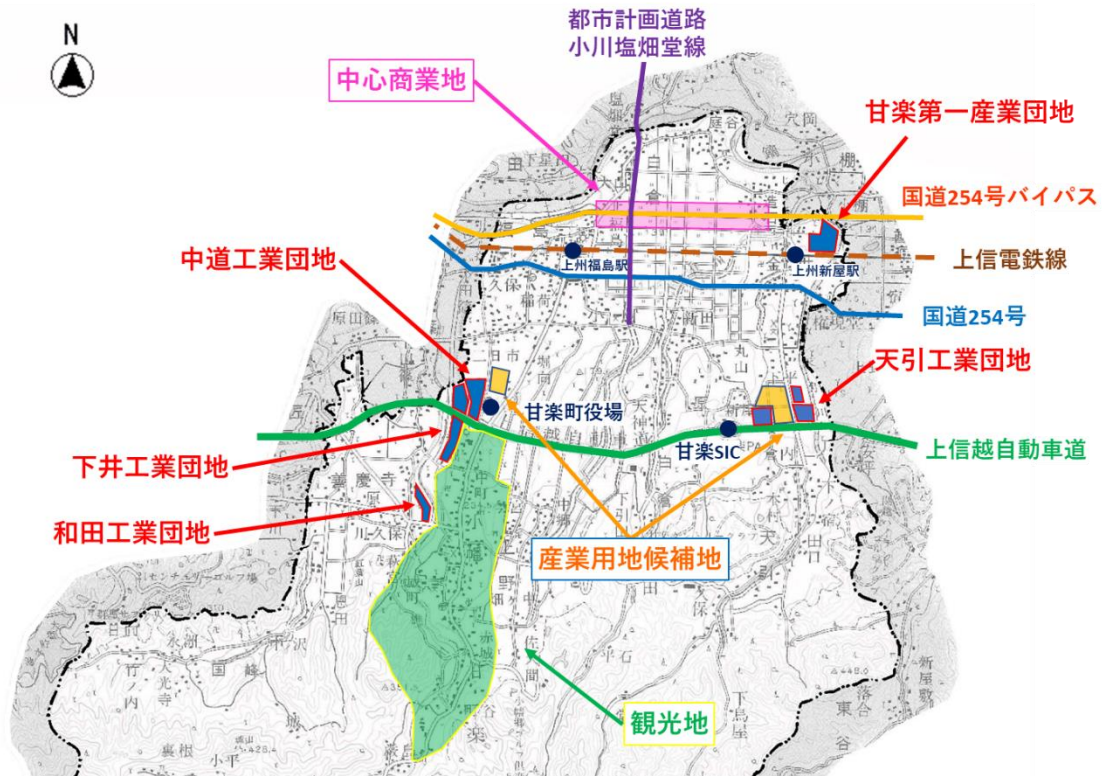
- ・和田工業団地、下井工業団地、天引工業団地、中道工業団地及び甘楽第一産業団地（金井）を流通・工業機能等を担う拠点として位置づけ、新たな企業の誘致や既存工場の拡充などを図ります。
- ・活力ある産業の振興を推進するため、上信越自動車道甘楽スマートインターチェンジに近い天引鈴宮地区、既存工業団地に隣接する福島小幡新町地区において、需要に応じた産業用地の確保を図ります。

##### ⑤ 観光地

- ・小幡地区は歴史的建造物や観光施設が集積していることから、「観光拠点」としての土地利用を検討し、周遊性を向上させることで観光客の誘致を図ります。

##### ⑥ まちのまとまりの形成に向けた立地適正化計画の作成

- ・既存のまちのまとまりへの居住の誘導や、郊外部における土地利用の抑制にあたっては、立地適正化計画の制度が有効であるため、立地適正化計画の作成に向けた取り組みを実施します。



【商業地・産業地・観光地位置図】

## (2) 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

- ・市街地整備や都市施設整備の進行、地区の特性や現況土地利用の動向により、将来の土地利用を変更することが、地域の発展や既存の都市施設を活かすうえでも有効と判断できる場合には、地区計画の活用による用途規制の変更や地区計画等を併用した用途地域の変更による土地利用の転換を行います。
- ・生活利便施設が利用しやすく、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成のため、その地区の特性や周辺地域との機能分担に配慮し、特別用途地区や地区計画等の制度を活用します。
- ・住居専用地域において、日常生活機能を確保する必要がある地区については、周辺の住環境の保全や当該地区の都市基盤の整備水準を確保したうえで、地区計画等の導入により地区の特性にふさわしい良好な住環境の形成を図ります。
- ・上州新屋駅周辺や甘楽スマートインターチェンジ周辺などで今後開発が進むことが想定されることから、特定用途制限地域の指定や地区計画の導入などにより、良好な市街地形成を図ります。

## (3) 居住環境の改善または維持に関する方針

- ・良好な居住環境の形成に向け、都市景観の保全・創造、歴史・文化遺産を保全・活用します。また、道路、公園等の公共施設整備を図ると共に、公共交通サービスの向上を図ります。
- ・既に良好で暮らしやすい安全・安心な住環境やコミュニティを形成している地区にあつては、これを維持するとともに、更なる良好な環境の形成及び地球環境への貢献にも配慮し、身近な緑（生垣など）の創出を図ります。

**(4) 都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針**

- ・町内に残る県指定史跡笹森古墳や国指定名勝楽山園などの古墳、社寺林、保存樹、水辺等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、災害を防止するうえで、また都市の風致を維持するうえでも貴重な緑地であることから、今後とも継続して保全を図ります。また、新たに公共整備を行う際は積極的に緑地を配置する等、緑地の保全を図ります。
- ・小幡地区の武家屋敷や城下町全体を流れる雄川堰などの歴史的景観は、町の成り立ちと繁栄を伝える大切な財産であるため、甘楽町歴史的風致維持向上計画の方針に沿い、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ります。

**(5) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

- ・農業振興地域整備計画に基づき農地を振興保全し、緑豊かな田園都市地域を特徴づけるものとしませんが、国道 254 号バイパスや都市計画道路小川塩畑堂線沿い等については、中心市街地として位置づけるなど、必要に応じて農振除外手続きを行い、良好な市街地の形成、土地利用を図ります。
- ・荒廃農地については、新たに公園として活用するなど景観や環境に調和した空間づくりを進めます。

**(6) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

- ・近年の自然災害による甚大な被害を鑑み、土砂災害特別警戒区域などについては、原則、居室を有する建築物を制限します。また、地形や地質等の地理的条件や過去の災害履歴等を踏まえ、溢水（いっすい）、湛水（たんすい）等の災害の危険が高い地区については、市街化を抑制します。

**(7) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

- ・森林や丘陵などの緑地は、保水や地球温暖化の抑制といった環境保全機能、防災機能の他、自然景観の形成・観光資源としての魅力など、多様な機能や効果を持つことから、町有林の計画的な間伐や植林などを行い、維持・保全を図ります。

## 2. 都市施設の整備に関する方針

### (1) 交通施設の方針

#### ① 基本方針

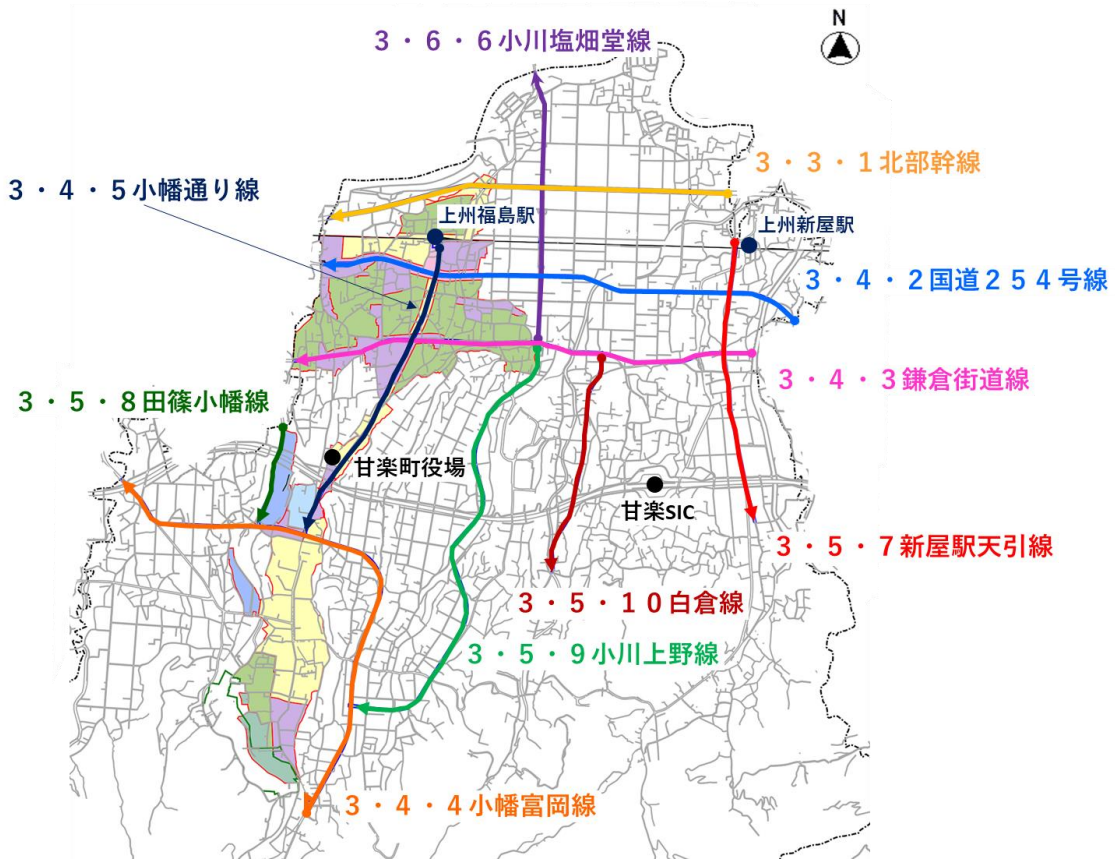
- ・集約型都市構造の実現のため、少子高齢社会への対応、環境負荷の軽減に寄与するよう、人にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。
- ・幹線道路の整備にあたっては、都市の結びつきに配慮し、都市間を連結する幹線道路の整備を進めると共に、都市の構造や市街地密度、地形条件を考慮し、都市の骨格を形成する道路を位置づけ、都市内交通の円滑な処理を図ります。
- ・環境負荷の軽減、交通の円滑化（渋滞対策）、健康増進、観光等の見地から、自転車の円滑な利用環境を確保するとともに、鉄道駅や公共施設における駐輪環境の充実を図ります。
- ・公共交通については、高齢者などの交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、関係機関との協力のもとに必要な施設整備を進めます。

#### ② 道路

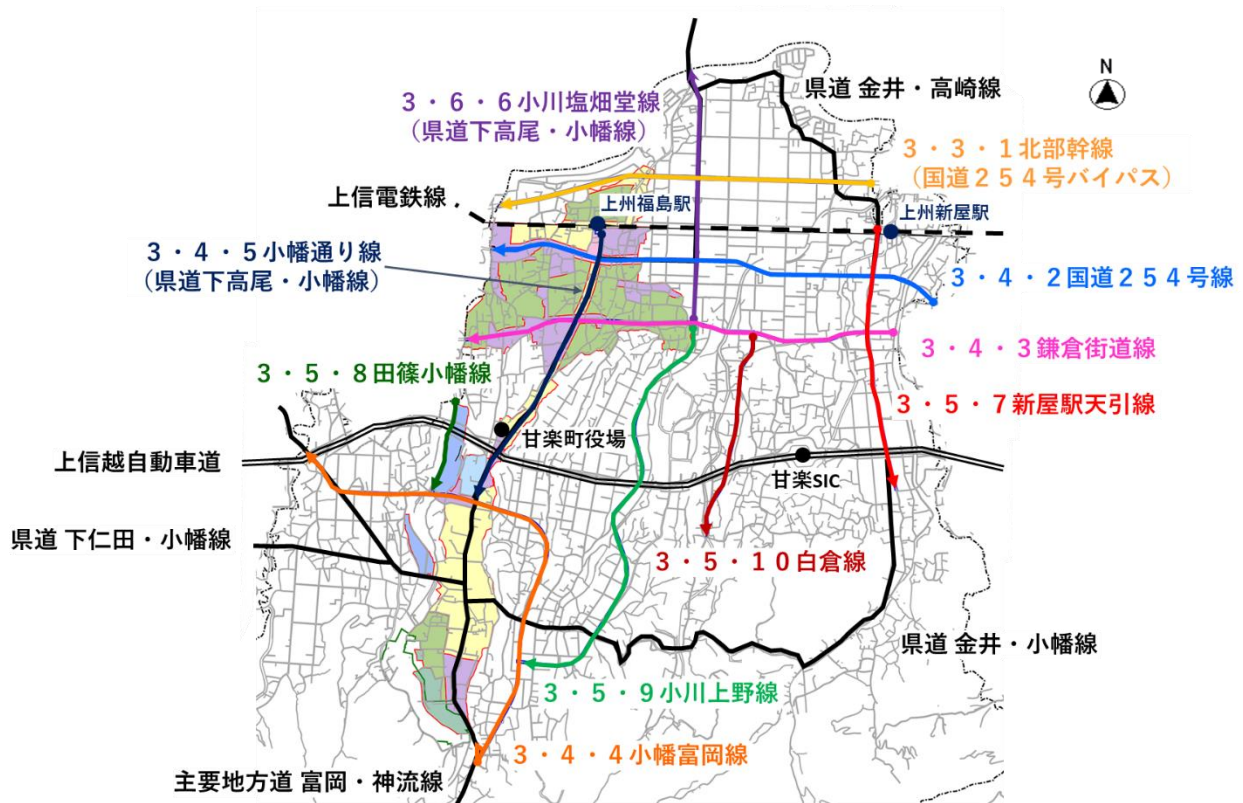
- ・広域交通体系の確立と市街地内への通過交通の排除、都市内交通の円滑化を図るため、甘楽スマートインターチェンジへのアクセス道路として必要な都市計画道路3・5・7新屋駅天引線、市街地の骨格を形成する3・6・6小川塩畑堂線及び富岡市と高崎市を結ぶ町の東西軸となる3・4・2国道254号線の整備を推進します。
- ・都市内の連携強化や市街地内における安全で円滑な交通の確保を図るため、沿線住民や小中学校の活動を支える3・4・3鎌倉街道線、富岡インターチェンジへのアクセス道路である3・4・4小幡富岡線、城下町小幡へのアクセス道路である3・4・5小幡通り線、南北に市街地の骨格を形成する3・5・9小川上野線及び通学路として児童の安全確保につながる3・5・10白倉線の整備を推進します。
- ・都市計画道路で長期にわたり未整備の路線については、都市の土地利用の変化やバイパスの開通に伴う自動車の流れの転換などを考慮し、見直しを行います。
- ・道路の構造は、高齢者・障がい者等に対し、歩道の段差解消等の移動の円滑化を図ることにより、すべての人にとって使いやすい構造とします。
- ・通学路について、歩行者が安全に通行できるよう、歩道の拡幅整備や区画線、グリーンベルトの設置などを推進します。
- ・自転車が安全に走行できる通行空間を確保するため、道路の整備計画に応じて路肩を活用した自転車用の矢羽根型路面標示等の整備を推進します。

#### ③ 公共交通

- ・自動車から公共交通への転換を誘導するため、上州新屋駅に需要に応じたパークアンドライド駐車場の整備を進めます。
- ・高齢者や障がい者を含めた全ての人に対して優しい社会を目指し、駅のバリアフリー化を進めます。
- ・自動車が運転できなくても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、デマンドタクシーを安定的に運行するとともに、評価や検証を行い、利便性が高く、効率的な交通システムを推進します。



【都市計画道路配置図】



【道路配置図】

## (2) 上下水道の方針

### ① 上水道

- ・取水口施設や設備の経年化により取水能力の低下が懸念されるほか、台風や豪雨時に取水口が砂利や落葉などに閉鎖してしまう可能性などが考えられるため、水源の点検・整備を計画的に行っていきます。
- ・大規模災害が発生した場合に備え、影響を最小限にとどめ水道機能を損なうことがないよう浄・配水施設の耐震化に取り組みます。

### ② 下水道

- ・下水道への接続率を向上させることで、快適で衛生的な生活環境を維持・向上させるとともに、河川の水質保全を図ります。
- ・下水道の計画区域外や個別処理が効率的な地域については、合併処理浄化槽による汚水処理を推進します。
- ・老朽化した管路については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的で効率的な維持管理・改築更新を進めます。また、農業集落排水事業は公共下水道事業へ編入することで処理施設を廃止し、維持管理費用の削減を図ります。

## (3) 河川の方針

- ・稲含山から、街中を流れる一級河川雄川や小幡の街中を流れる雄川堰などでは、地域の方々の意見を踏まえ、住民が気軽に水辺を親しむことができる空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育に適した環境の保全・整備を行います。
- ・近年頻発する大規模水害の発生状況を踏まえ、住民への河川水位等の情報提供や住民への防災意識の向上に向けた取り組みを県と協力し推進します。

## (4) その他の都市施設等の方針

- ・機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存施設の維持・更新等を行うものとし、新たに必要となる都市施設の整備については、ごみの減量や資源の循環利用などを進める循環型社会形成への対応を念頭に、長期的展望及び広域的な連携も検討し、整備を進めます。

### 3. 自然的環境の整備又は保全に関する方針

#### (1) 基本方針

- ・良好な自然環境が残された地域は、永続的に保全されるよう整備、開発及び保全に留意し、総合的な緑地体系の確立を図るとともに、景観形成や防災機能の向上に資する緑地として位置づけます。
- ・身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園等の整備を図り、多様化するレクリエーション需要に対応するとともに、避難地ともなる地区公園や総合公園、避難路となる緑道等の整備を行い、防災機能の強化を図ります。また、これらの公園緑地の利用及び存在効果が高まるよう、緑地相互間を有機的に結び、公園緑地のネットワークを図ることで、緑豊かな環境が地域住民の身近なものとなるよう配置をします。

#### (2) 主要な緑地の配置の方針

##### ① 環境保全系統

- ・稻倉山などの森林地域及び丘陵地は、本区域を取り囲む骨格的緑地であり、大気の浄化や気象の緩和、水源涵養や山地災害防止などに資するものであるため、保全を図ります。
- ・骨格的な水辺軸となる一級河川鑄川や一級河川雄川などの水辺環境を保全します。

##### ② レクリエーション系統

- ・甘楽総合公園は、一級河川雄川の水辺や国指定名勝楽山園の歴史資源と一体となる緑地であることから、保全と活用を図ります。
- ・多様化するレクリエーション需要に対応するため、身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園等の整備を図ります。
- ・幅広い世代が集うふれあいの場や避難場所としての機能を持つ、公園・緑地の整備・拡充を図ります。
- ・子育て世代向けに遊具のある公園を整備するとともに、必要に応じて既存の公園にある遊具の更新・新設を行います。
- ・国指定名勝楽山園をはじめとした歴史文化遺産をめぐるまち歩きコースや拠点となる施設等の環境整備を行い、県外や海外から広く誘客を図ります。

##### ③ 防災系統

- ・地震、火災時における安全性の確保を図るため、学校等と併せて各地区にある近隣公園や地区公園を緊急的な避難場所として位置づけ、甘楽総合公園を広域的な避難場所として位置づけます。
- ・避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄を進めるとともにかまどベンチなどの防災設備の整備を推進します。
- ・上信越自動車道や国道 254 号バイパスなどを広域的な避難路・輸送ルートとして活用を図ると共に、各避難所へ接続する道路の避難路の指定に向けた取り組みを進めます。



#### ④ 景観構成系統

- ・稲含山などの山々、丘陵地の斜面林、水辺景観軸となる一級河川雄川や雄川堰など、本町のイメージを象徴する自然景観を保全します。また、優れた景観要素となっている国指定名勝楽山園周辺の環境を保全・活用し、本町のシンボルとなる景観を創出します。
- ・甘楽町景観計画の基本方針に則り、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導し、良好な景観の形成を図ります。

#### ⑤ 歴史的環境の保全

- ・県内で唯一残る大名庭園で、貴重な歴史資産である国指定名勝楽山園の保全を図るとともに、甘楽総合公園と一体となったシンボル空間として活用を図ります。
- ・小幡地区のまち並みの中核をなす武家屋敷や雄川堰などの歴史的風致は、町の大切な歴史的環境であるため、維持し保全を図ります。
- ・甘楽町歴史的風致維持向上計画の基本方針に基づき、歴史的・文化的資産を守り、良好な景観の保全に努めるとともに、その活用を図りながら、地域住民、来訪者双方にとって魅力あるまちとなるよう、歴史的風致を継承するまちづくりを進めます。

#### ⑥ 地域に特有な地形の保存

- ・稲含山などの山々や丘陵地は、隣接する高崎市や富岡市、下仁田町、藤岡市などと峰を接して県土の骨格を形成する森林共生ゾーンであり、広域的な見地から保全を図ります。また、一級河川鍋川の水辺及び斜面林は、広域都市圏を横断する骨格的な水辺環境軸であり、広域的な見地から保全を図ります。



【一級河川・主要な緑地の位置図】

## 4. 都市防災の方針

災害発生時における町民の生命、財産を守るため、甘楽町国土強靱化地域計画や甘楽町地域防災計画等の基本方針に基づき、町、防災関係機関、住民等が連携して防災・減災対策に取り組み、災害に強いまち・組織づくりを推進します。

### (1) 地震対策

- ・地震から町民の生命を守るため、木造住宅耐震化事業等を活用し、住宅の耐震化を進めます。
- ・空き家については、所有者による適正な管理を啓発していくとともに、倒壊の恐れがあるものについては、除却の支援を行います。
- ・町民が一時的に非難する場所として、各地区に防災広場や防災公園等を整備・確保します。また、避難所となる公共施設の耐震化を図ります。

### (2) 火災対策

- ・防火水槽や消火栓の維持管理を推進します。
- ・住宅密集地における避難経路の確保や消防車両の円滑な進入路の確保、延焼防止機能の確保に向け、細街路の拡幅や交差点改良、オープンスペースの確保等を図ります。

### (3) 水害対策

- ・関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫（しゅんせつ）、維持管理を推進します。
- ・雨水排水路、農業用排水路等の整備を推進します。
- ・倒木によるダム化を防ぐため河川沿いの樹木の調査・管理を実施します。

### (4) 土砂対策

- ・関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険個所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策を推進します。
- ・鳥獣害対策を徹底したうえで、間伐など多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理を推進します。

## 第4章 地区別構想

ここでは、将来都市像やまちづくりの方針となる全体構想を基に、それぞれの地域特性に応じて、各地区の将来像を明らかにしていきます。

地域区分は、歴史的な沿革や地域の特性などを踏まえ、都市計画区域内の「小幡地区」「福島地区」「新屋地区」と都市計画区域外の「秋畑地区」の4つの地域に区分します。

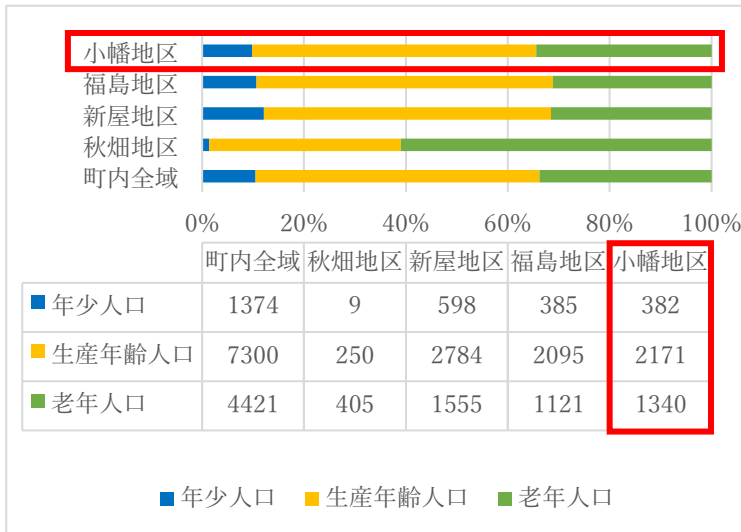
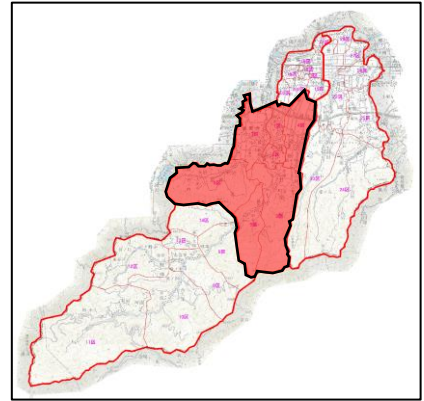


【地域区分】

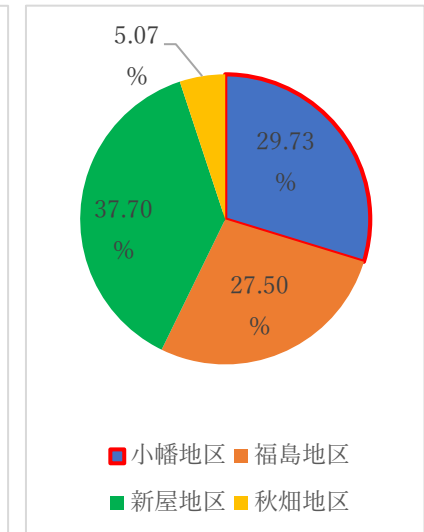
# 1. 小幡地区

## (1) 小幡地区の現況と課題

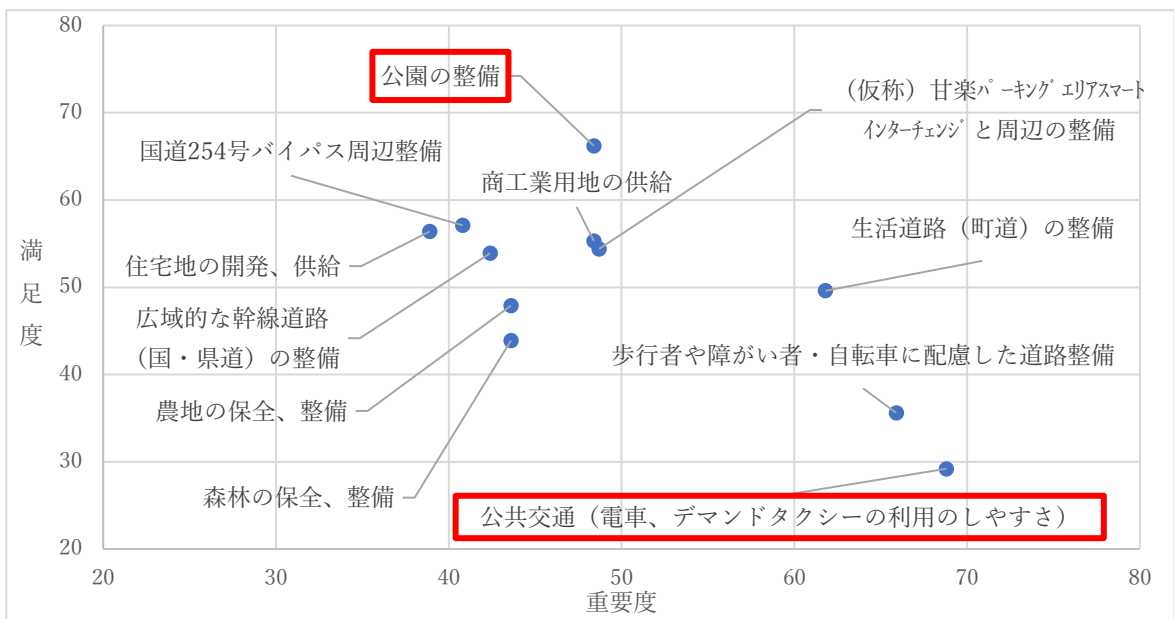
- ・小幡地区の人口は令和2年4月1日時点で3,893人であり町全体の29.7%を占めています。
- ・地区の高齢化率は34.4%であり町全体の高齢化率33.8%よりやや高い数値となっています。
- ・国指定名勝楽山園や武家屋敷、養蚕農家建造物群など歴史的資産が数多く残る城下町であり、多くの来訪者が訪れますが、所有者の高齢化や継承に係る担い手不足など、歴史的資産の維持管理に課題があります。
- ・住民アンケート調査からは、地区内に総合公園が位置しているためか、公園の整備に関する満足度が高い一方で、鉄道駅がないためか、公共交通（電車、デマンドタクシーの利用のしやすさ）に関する満足度は低い傾向にあります。



【R2年齢3区分別人口】



【R2総人口に対する地区別人口比率】



【基盤整備についての満足度・重要度の偏差値散布図（小幡地区）】

(2) 小幡地区のまちづくりの方針

【地区の将来像】

『歴史と自然、暮らしが調和する賑わいのあるまち』

①土地利用

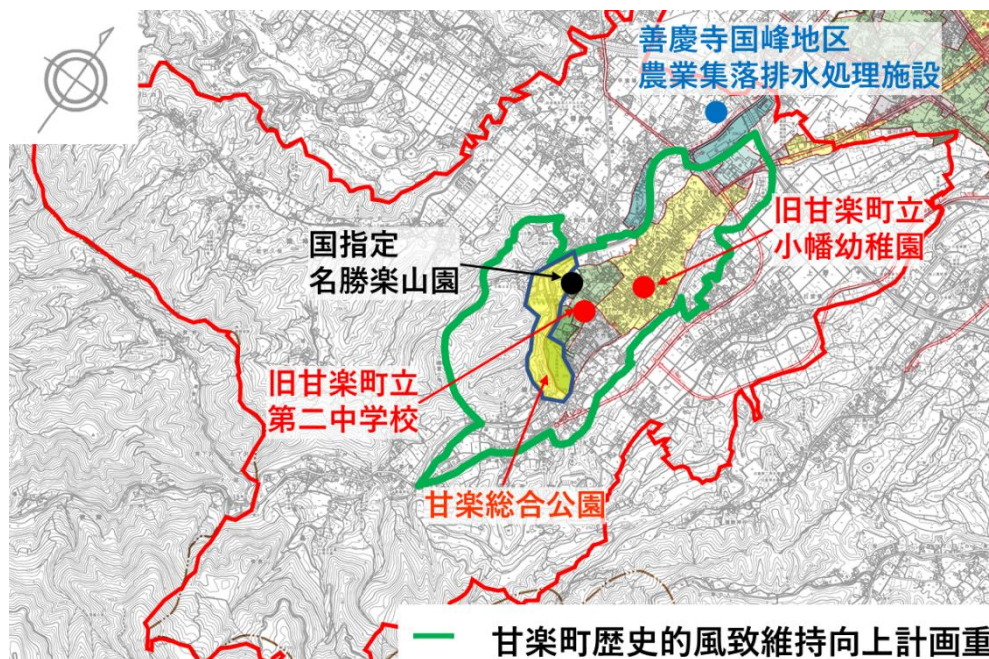
- ・歴史的資産を生かしたまち並みを形成するため、甘楽町景観計画の基準に沿う景観等に配慮した住宅地の形成を図ります。
- ・空き家の活用を積極的に推進するとともに、空き地に住宅団地を造成する等、居住環境の形成及びコミュニティの維持を図ります。
- ・空き地や空き家等を活用した店舗の誘致を行い、観光地としての賑わいの創出を図ります。
- ・町道の一部占用による店舗の出店等、新たな商業機会の創出に向けた取組を推進します。
- ・農地の保全に努め、良好な景観の形成を図ります。

②都市施設

- ・道路や歩道の拡幅整備や区画線設置等を行い、安全・安心な道路空間の形成を図ります。
- ・デマンドタクシーの周知や利便性の向上を図ります。
- ・農業集落排水区域（善慶寺・国峰）を公共下水道処理区域へ編入します。
- ・廃園となった小幡幼稚園や廃校となった甘楽第二中学校の施設・跡地利用について検討し、有効利用を図ります。

③自然環境

- ・周囲の歴史資源と一体となった緑地である甘楽総合公園の保全と活用を図ります。
- ・公園内の遊具の更新・新設を行うとともに定期的な点検等による安全管理を行います。
- ・公園内にかまどベンチなどの防災設備の設置を推進します。
- ・公共施設や道路沿線などの緑化を図り、緑地を保全します。
- ・国指定名勝楽山園を中心とした歴史的資産を保存・活用するため、甘楽町歴史的風致維持向上計画の方針に沿った事業を実施し、歴史的風致の維持及び向上を図ります。

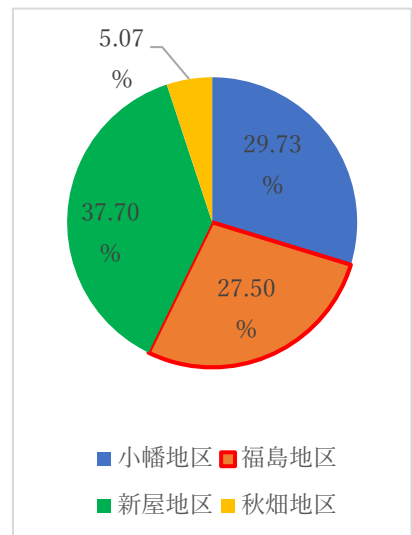
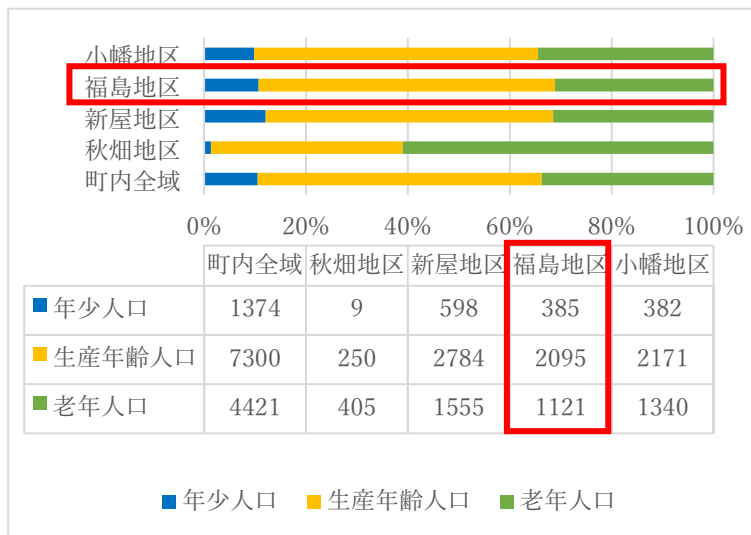
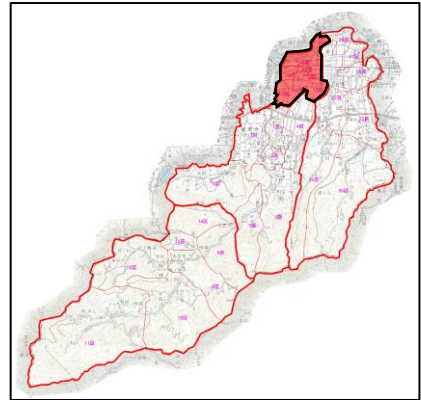


— 甘楽町歴史的風致維持向上計画重点区域

## 2. 福島地区

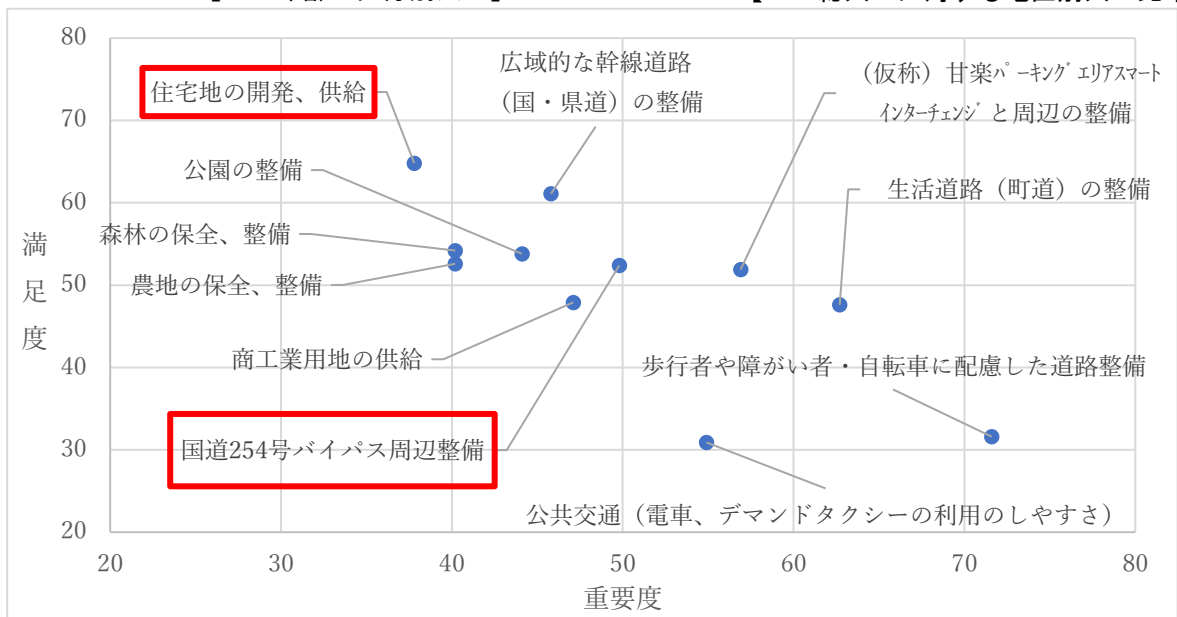
### (1) 福島地区の現況と課題

- ・福島地区の人口は令和2年4月1日時点で3,601人であり町全体の27.5%を占めています。
- ・地区の高齢化率は31.1%であり町全体の高齢化率33.8%よりやや低い数値となっています。
- ・上州福島駅周辺や国道の沿線に住宅地が集積しており、まちなまとまりが形成されていますが、一部地区において、現在の用途地域では建替えができず、白地地域への拡散など、都市機能の低下が懸念されるため、用途地域の見直しや地区計画の導入等の検討が必要です。
- ・住民アンケート調査からは、全体結果に比べ住宅地の開発、供給に関する満足度が高い一方で、国道254号バイパス周辺整備に関する満足度はやや低く、重要度も高い傾向にあります。



【R2年齢3区分別人口】

【R2総人口に対する地区別人口比率】



【基盤整備についての満足度・重要度の偏差値散布図 (福島地区)】

## (2) 福島地区のまちづくりの方針

### 【地区の将来像】

### 『多くの人が集い、暮らす賑わいのある中心市街地のまち』

#### ①土地利用

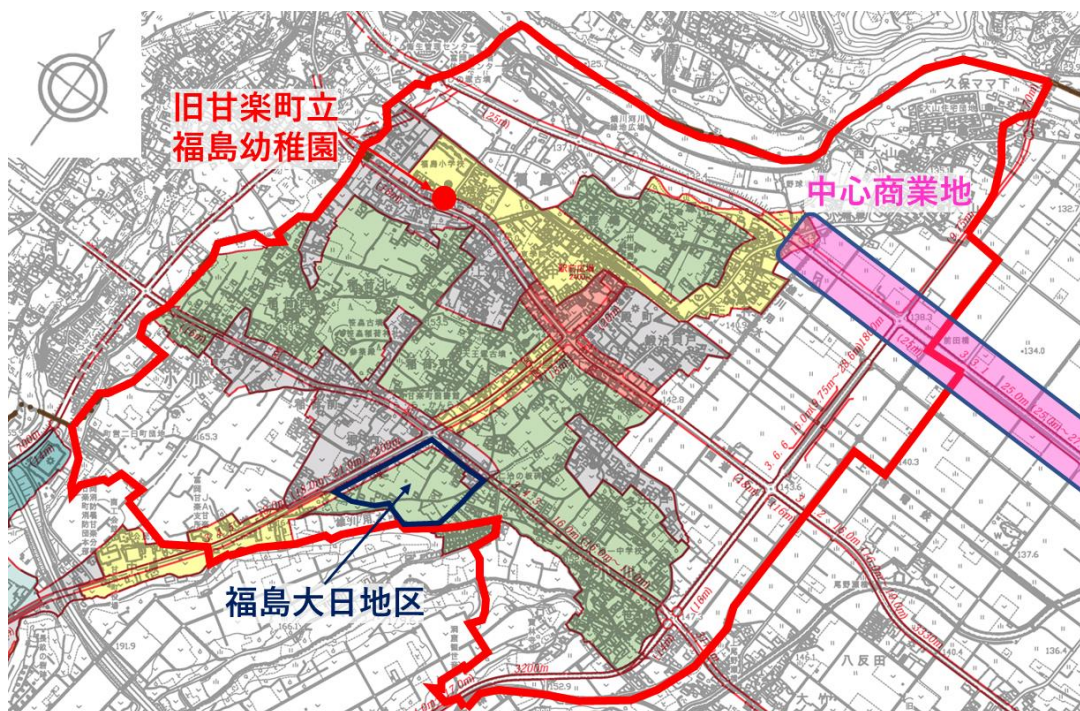
- ・戸建住宅地区については、中低層階の住宅地としての良好な住環境の改善・向上を図ります。
- ・生活利便性を確保し、地域コミュニティの形成を図るため、住宅地から徒歩や自転車などで利用できる位置に商業地を配置します。
- ・空き家の活用を積極的に推進するとともに、空き地に住宅団地を造成する等、居住環境の形成及びコミュニティの維持を図ります。
- ・福島大日地区など現在の用途地域では建替えができず、白地地域への拡散など、都市機能の低下が懸念される地区については、コミュニティの維持を図るため、用途地域の見直しや地区計画の導入などを推進します。
- ・国道 254 号バイパスや小川塩畑堂沿線に近隣型の商業地を配置し、賑わいのある中心商業地の形成を図ります。

#### ②都市施設

- ・道路や歩道の拡幅整備や区画線設置等を行い、安全・安心な道路空間の形成を図ります。
- ・デマンドタクシーの周知や利便性の向上を図ります。
- ・廃園となった福島幼稚園の施設・跡地利用について検討し、有効利用を図ります。

#### ③自然環境

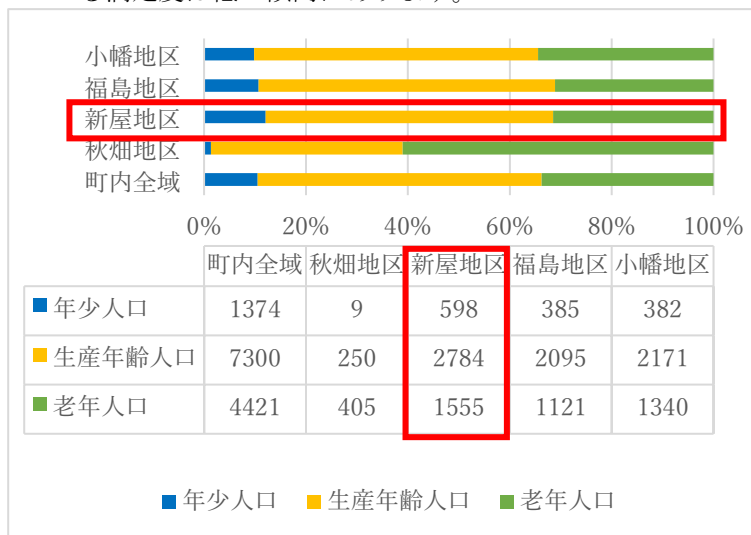
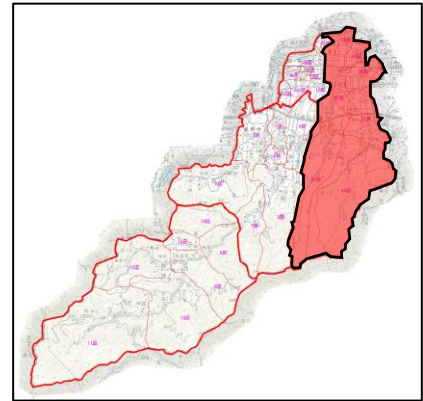
- ・地区公園やポケットパークを整備し、住民の憩いの場の創出を図ります。
- ・公園内の遊具の更新・新設を行うとともに定期的な点検等による安全管理を行います。
- ・公園内にかまどベンチなどの防災設備の設置を推進します。
- ・公共施設や道路沿線などの緑化を図り、緑地を保全します。



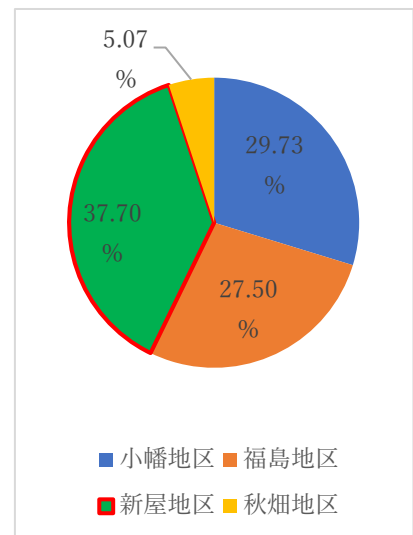
### 3. 新屋地区

#### (1) 新屋地区の現況と課題

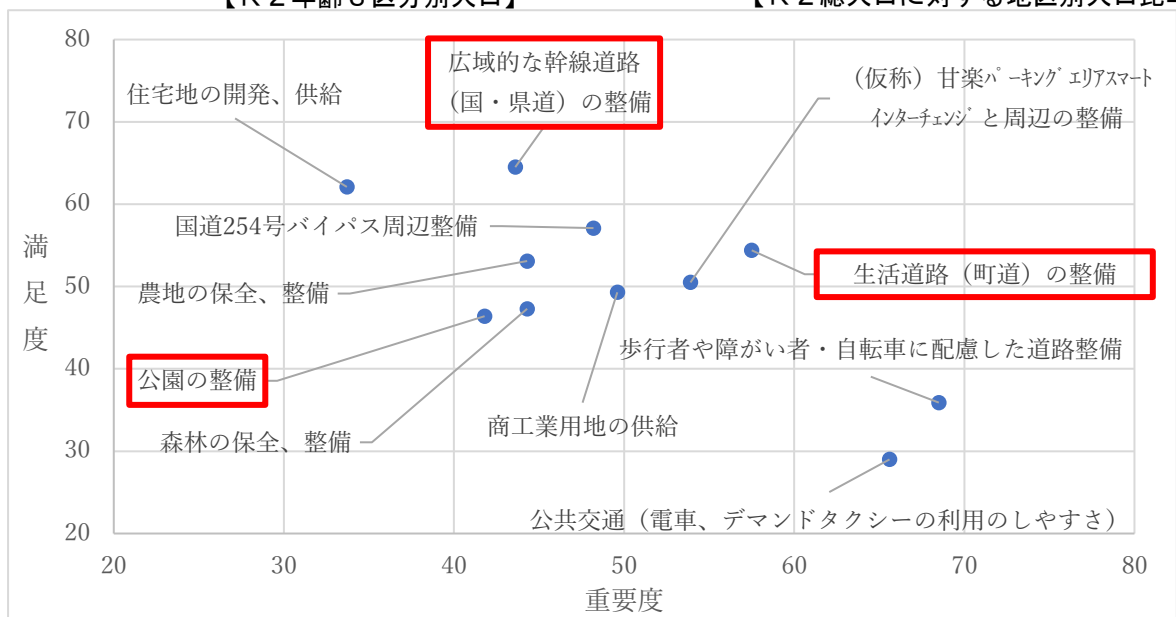
- ・新屋地区の人口は令和2年4月1日時点で4,937人であり町全体の37.7%を占めています。
- ・地区の高齢化率は31.5%であり町全体の高齢化率33.8%よりやや低い数値となっています。
- ・上州新屋駅周辺や国道、バイパスの沿線等に住宅地の集積がみられますが、用途の指定がなくスマートインターチェンジの開通に伴う開発圧力の高まりなどもあることから、用途地域の指定や地区計画の導入など、まちのまとまりの形成に向けた取組の検討が必要です。
- ・住民アンケート調査からは、全体結果に比べ広域的な幹線道路（国・県道）や生活道路（町道）の整備に関する満足度が高い一方で、地区内に公園が少ないためか、公園の整備に関する満足度は低い傾向にあります。



【R2年齢3区分別人口】



【R2総人口に対する地区別人口比率】



【基盤整備についての満足度・重要度の偏差値散布図（新屋地区）】



(2) 新屋地区のまちづくりの方針

**【地区の将来像】**  
**『産業と暮らしが調和する活力あるまち』**

①土地利用

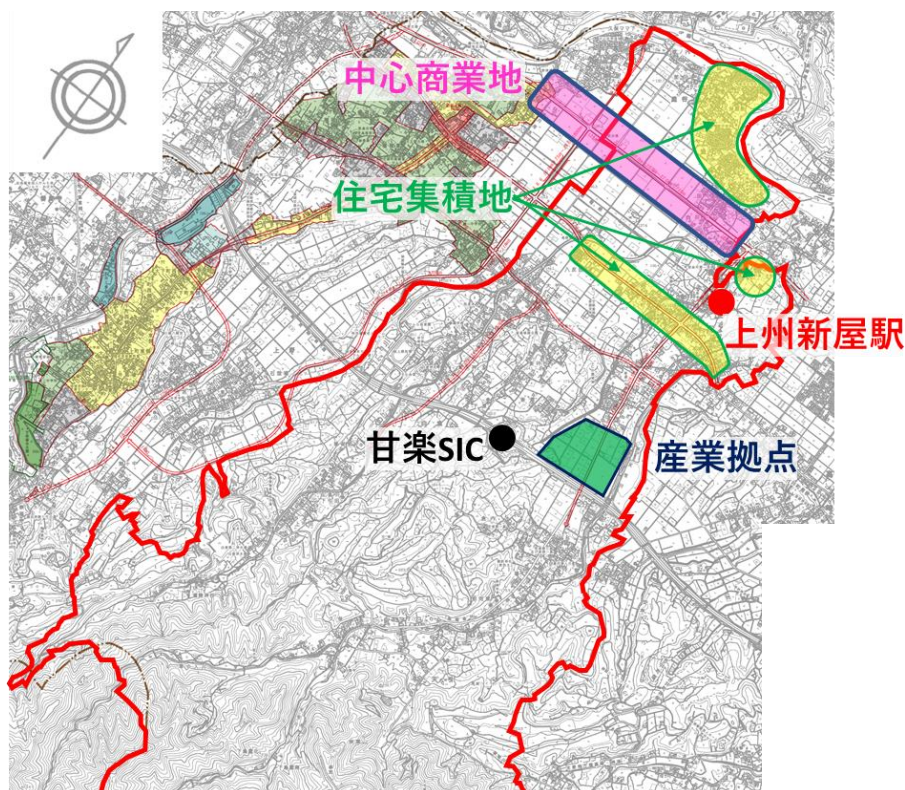
- ・戸建住宅地区については、中低層階の住宅地としての良好な住環境の改善・向上を図ります。
- ・生活利便性を確保し、地域コミュニティの形成を図るため、住宅地から徒歩や自転車などで利用できる位置に商業地を配置します。
- ・空き家の活用を積極的に推進するとともに、空き地に住宅団地を造成する等、居住環境の形成及びコミュニティの維持を図ります。
- ・上州新屋駅周辺や国道 254 号、バイパス沿線、スマートインターチェンジ周辺について、用途地域の指定や地区計画の導入などにより、まちのまとまりの形成を図ります。

②都市施設

- ・道路や歩道の拡幅整備や区画線設置等を行い、安全・安心な道路空間の形成を図ります。
- ・デマンドタクシーの周知や利便性の向上を図ります。
- ・上州新屋駅にパークアンドライド方式の駐車場を整備し、自動車から公共交通への転換を誘導します。

③自然環境

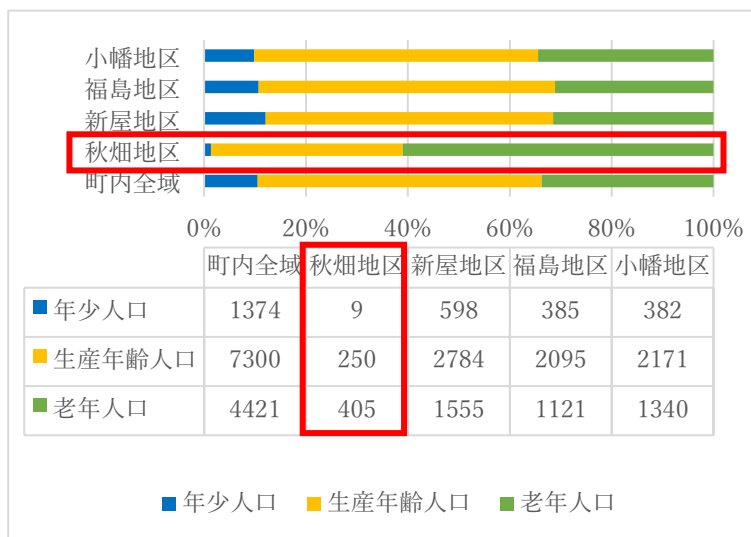
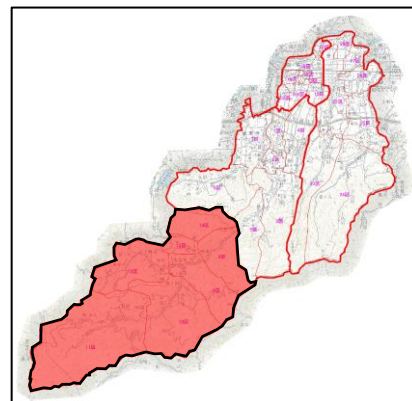
- ・地区公園やポケットパークを整備し、住民の憩いの場の創出を図ります。
- ・公園内の遊具の更新・新設を行うとともに定期的な点検等による安全管理を行います。
- ・公園内にかまどベンチなどの防災設備の設置を推進します。
- ・公共施設や道路沿線などの緑化を図り、緑地を保全します。



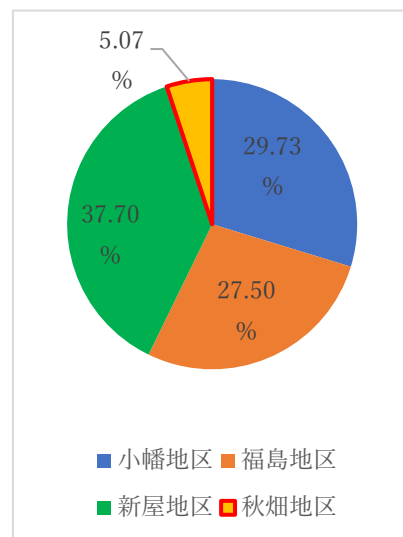
## 4. 秋畑地区

### (1) 秋畑地区の現況と課題

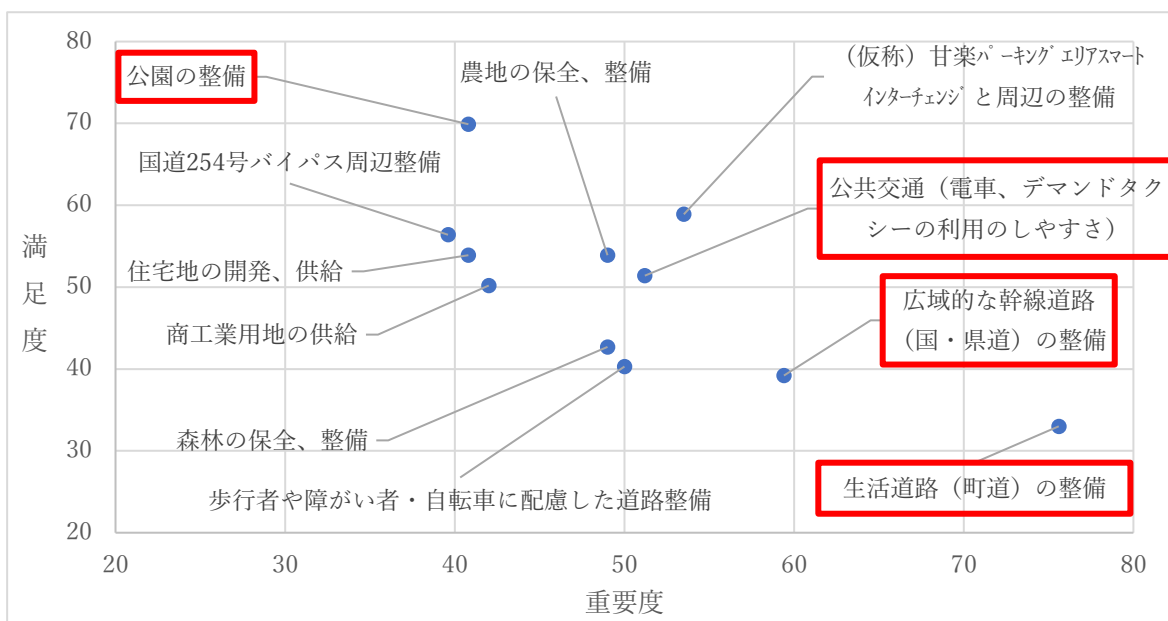
- ・秋畑地区の人口は令和2年4月1日時点で664人であり町全体の5.07%を占めています。
- ・地区の高齢化率は61.0%であり町全体の高齢化率33.8%より大幅に高い数値となっています。
- ・山に囲まれた地であり、「ちいじがき」と呼ばれる小さな石で造られた石垣で築かれた段々畑など良好な景観が形成されている自然豊かな地区ですが、高齢化が著しく、担い手不足や空き家の増加など多くの課題があります。
- ・住民アンケート調査からは、全体結果と比べ、公園の整備や公共交通（電車、デマンドタクシーの利用のしやすさ）に関する満足度が高い一方で、広域的な幹線道路（国・県道）の整備や生活道路（町道）の整備に関する満足度は低い傾向にあります。



【R2年齢3区分別人口】



【R2総人口に対する地区別人口比率】



【基盤整備についての満足度・重要度の偏差値散布図（秋畑地区）】

(2) 秋畑地区のまちづくりの方針

【地区の将来像】

『自然と歴史が調和する緑豊かなまち』

①土地利用

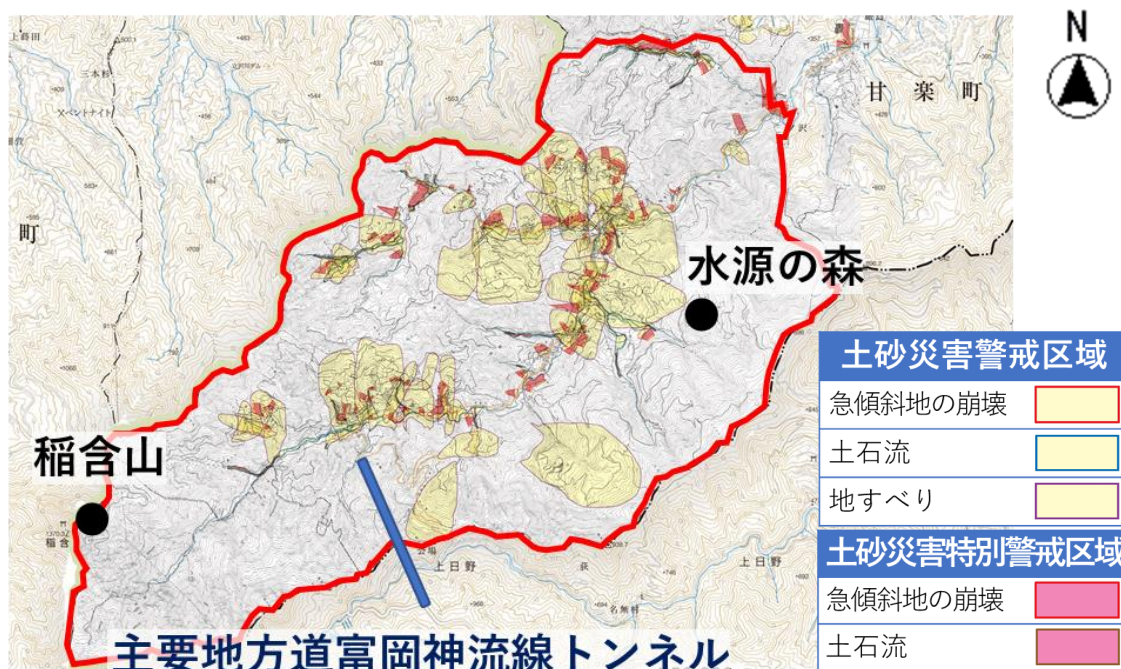
- ・土砂災害特別警戒区域への居室を有する建築物を制限します。
- ・段々畑を活用した農地を保全します。
- ・森林などの緑地について、計画的な間伐や植林を行い、自然景観の維持・保全を図ります。
- ・空き家・空き地の活用を積極的に推進し、景観及び地域コミュニティの維持を図ります。

②都市施設

- ・広域的な連携の強化のため、主要地方道富岡神流線トンネル整備の調査等を推進します。
- ・デマンドタクシーの周知や利便性の向上を図ります。

③自然環境

- ・森林や林道を活かしたトレッキングコースなどを整備し、森林との共生を図ります。
- ・土砂崩れや洪水などを防ぐため、治山工事や地すべり防止対策工事を行い、災害に強い環境をつくれます。



## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 「共創のまちづくり」の推進

都市計画マスタープランの実現にあたっては、行政だけでなく、町民や事業者の協力が不可欠となります。そこで、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割のもと、連携しながらまちづくりを進めていく、「共創のまちづくり」を目指していきます。

#### 【町民の役割】

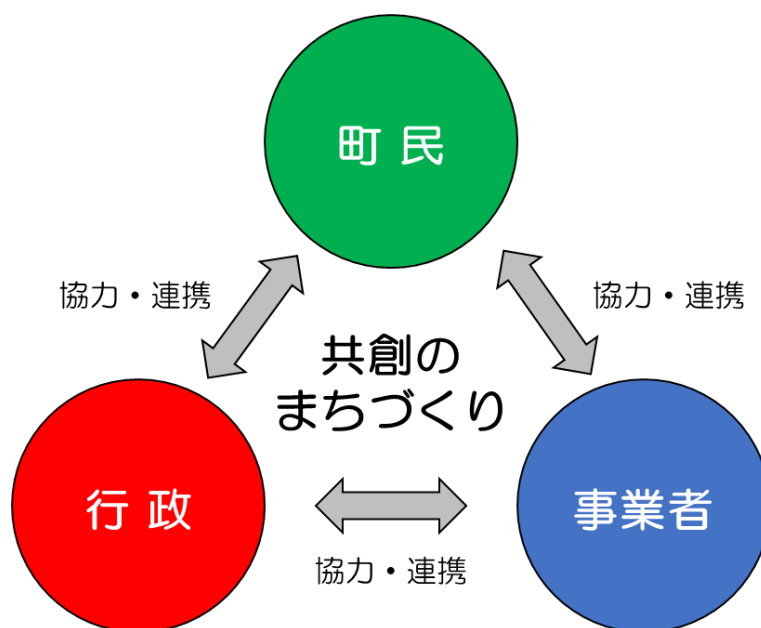
- ・住民説明会や公聴会、パブリックコメント等への参加
- ・地域で行われている活動への積極的な参加
- ・イベントの企画・運営

#### 【事業者の役割】

- ・地域住民との積極的な交流
- ・専門知識等を生かした地域貢献
- ・まちづくり活動への参加

#### 【行政の役割】

- ・各種事業の推進
- ・説明会や公聴会の開催、パブリックコメント等の実施
- ・町民や事業者等が行うまちづくり活動への支援、担い手の育成
- ・国や県等関連機関との連携



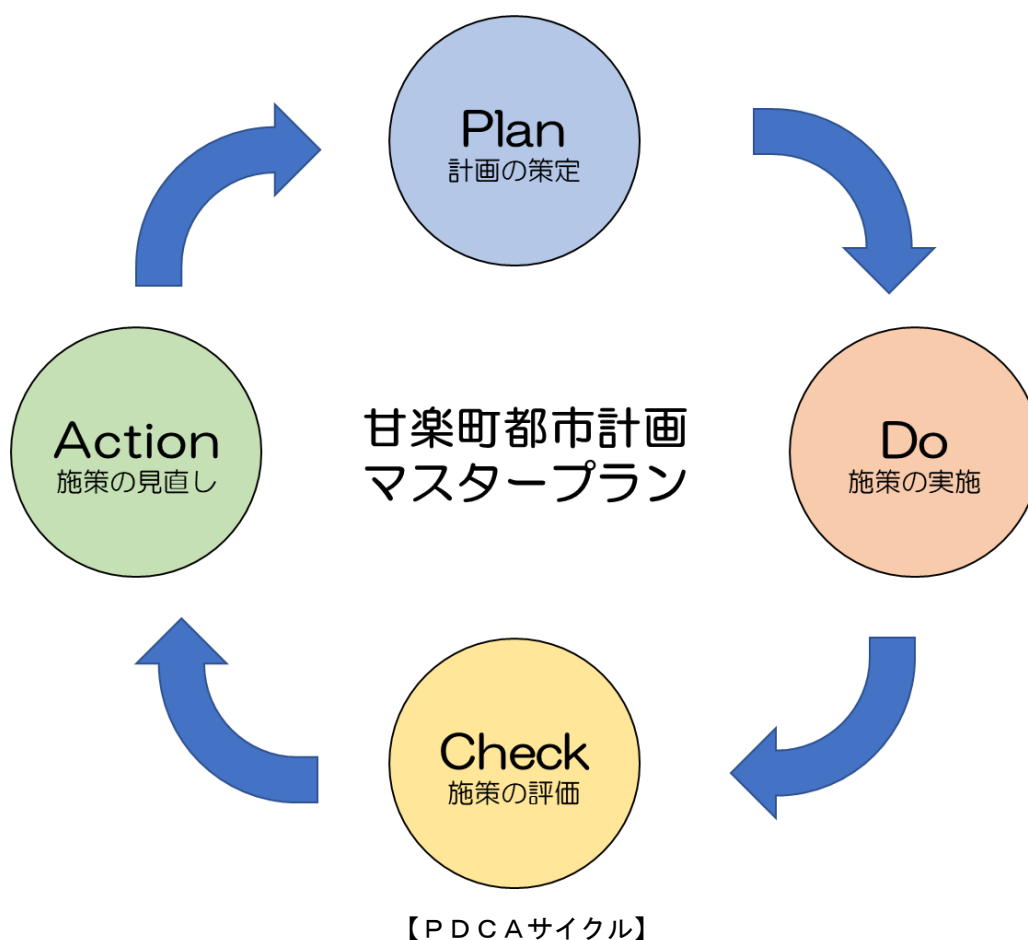
【推進体制のイメージ】

## 2. 適切な進行管理

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の将来を見据えた長期的なまちづくりの指針となるため、まちづくりの進捗状況を把握し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る必要があります。

そこで、計画の推進を図るため「PDCAサイクル」を導入し、評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、上位計画の見直しや、社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行います。



## その他

### 【用語集】

#### か行

街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
核家族	社会における家族の形態の一つで夫婦や親子だけで構成される世帯。
合併浄化槽	トイレ排水（し尿）や台所・洗濯・風呂などからの生活雑排水を微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にして河川などに放流する施設。
甘楽町アクションプログラム	町の総合計画をはじめとした各種計画を遂行するための実行計画。
甘楽町国土強靱化地域計画	自然災害等に備え、強く、しなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため策定した計画。
甘楽町第6次総合計画	新たな時代の変化に対応し、すべての町民の暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進め、町民と行政との共創によるまちづくりを推進するための指針として策定した計画であり、町の最上位計画。
甘楽町地域防災計画	地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的に策定した計画。
甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少を食い止める様々な事業の推進を図るため策定した計画。
甘楽町歴史的風致維持向上計画	歴史的な活動、歴史的建造物、その周辺の町並みなどを保全、保存しながら地域固有の財産を活用した地域活性化を目指すための歴史まちづくりに関するアクションプランとして、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第5条の規定に基づき甘楽町が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に認定された計画。

近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
国指定名勝	文化財保護法で認定されている名勝のうち、国が認定を行ったもの。
群馬県広域都市計画区域 マスタープラン	県が定める法定計画で、都市づくりの基本的な方向性を定める計画。群馬県では、4つの広域都市計画圏単位で策定している。
ぐんま・県土整備プラン	2040年に目指す将来像の実現に向けて、道路や河川、砂防施設、県立公園、下水道、県営住宅など、社会資本の整備や維持管理を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の最上位計画。
ぐんま“まちづくり”ビジョン	人口減少、超高齢社会における群馬県のまちづくりの取組方針。
下水道ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
<b>さ行</b>	
集約型都市構造	中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造のこと。
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
水源涵養	森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。
世界かんがい施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成と施設の適切な保全に資することを目的に国際かんがい排水委員会（ICID）により創設された制度。登録される施設は、建設から100年以上経過し、歴史的・技術的価値のあるかんがい施設で、日本では令和3年12月現在、44の施設が登録されている。

<b>総合公園</b>	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
<b>た行</b>	
<b>地区計画</b>	地域の特性に応じた地区レベルのまちづくりを計画する制度。地区の住民などによって建築物の用途・形態などに関する規制を定めることができる。
<b>地区公園</b>	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
<b>デマンドタクシー</b>	利用者からの予約を受けて、時刻表に基づき出発したタクシーが自宅や付近の指定場所まで迎えに行き、利用者を巡回しながら相乗りで目的地まで運ぶ運行システム。
<b>田園都市</b>	菜園や緑地等を十分にもち、都会と田園の両方の長所をそなえるよう計画された都市。
<b>特定用途制限地域</b>	用途地域が定められていない土地の地域において、地域の実情に応じ、良好な環境の形成又は保持するため、立地が望ましくない用途及び規模の建築物を規制する都市計画の地域地区。
<b>特別用途地区</b>	都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において地域的要請から用途制限を補完して定める地区。
<b>都市基盤</b>	道路や街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの住民の生活を支える根幹的な公共施設。
<b>都市計画区域</b>	市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用及び交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。
<b>都市計画道路</b>	都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。



<b>都市公園</b>	都市計画法で定められた公園であり、公園の規模によって街区公園、近隣公園、地区公園、住区基幹公園、総合公園、特殊公園等に分類される。
<b>都市施設</b>	円滑な都市活動の確保及び良好な都市環境の形成に必要な道路や公園、下水道、学校などの都市計画において定められるべき施設。
<b>土砂災害警戒区域</b>	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定される。
<b>土砂災害特別警戒区域</b>	土砂災害警戒区域の中でも家屋を破壊し、人命に著しい危害のおそれのある区域。
<b>な行</b>	
<b>日本名水百選</b>	身近にある清澄な水であって、古くから地域住民の生活にとけ込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきたものを再発見するとともに、これを広く国民に紹介することを目的として、昭和 60 年 3 月に環境庁（現：環境省）が選定したもの。
<b>農業集落排水</b>	農村地域における農業用排水の水質保全やトイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設（下水道）を整備する事業。
<b>農業振興地域</b>	農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、今後概ね 10 年以上にわたって総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域。
<b>は行</b>	
<b>パークアンドライド</b>	自宅から鉄道駅まで自動車を利用し、駅の近くに駐車（パーク）して鉄道などの公共交通機関に乗り継いで（ライド）目的地に通勤・通学する方法のこと。これにより、通勤等の都心直行型の自動車交通が公共交通機関へ転換され、都心の道路混雑の緩和と公共交通機関の利用促進が図られる。

## パブリックコメント

行政機関が行政や計画を立案するにあたり、住民から意見を募り、それを政策の決定や計画内容に反映させる制度。

## P D C A サイクル

P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（検証）、A c t i o n（改善）の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。

## 非線引き区域

市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。法律上の名称は「区域区分が定められていない都市計画区域」である。

## や行

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

## 用途地域

それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行うことができるよう、都市の中を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（容積率、建ぺい率など）を定める制度。

## ら行

### 立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、市町村が必要に応じて策定する計画。

# 甘楽町都市計画マスタープラン

令和5年3月

発行 甘楽町

住所 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

電話 0274-74-3131

編集 甘楽町建設課都市計画係



甘楽町